

SEINENHOURITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association

号外
1998・12・10

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-10-15
☎03(3234)6047-8 FAX 03(3234)8247

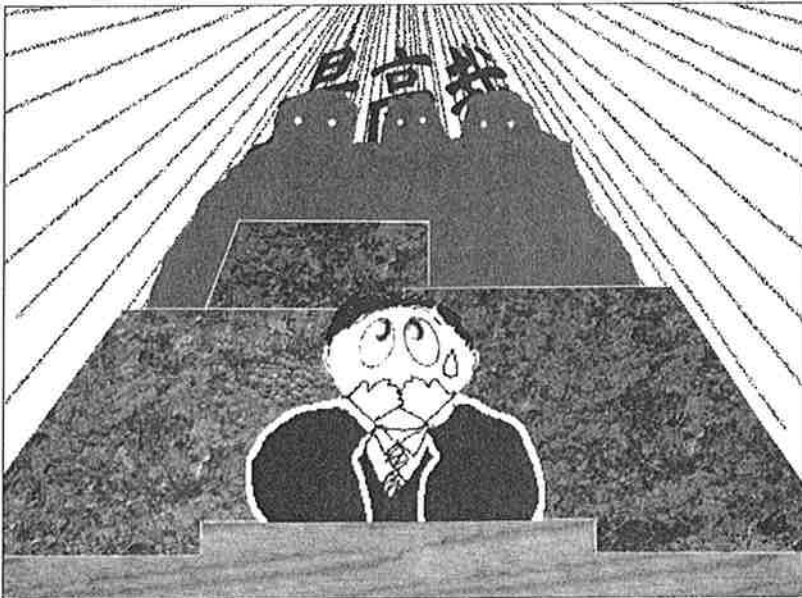
「裁判官の市民的自由」に関する裁判官の声 ～現職・元裁判官アンケート集計結果報告書～

I アンケート集計結果の特徴と評価

- | | |
|----------------------|---|
| 1 はじめに | 2 |
| 2 集計結果の主な特徴と評価 | 4 |

II アンケート集計結果

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1 アンケートの回答状況 | 14 |
| 2 現職裁判官のアンケート回答内容（全文） | 14 |
| 3 元裁判官のアンケート回答内容（全文） | 37 |



「裁判官の市民的自由」に関する裁判官の声

～現職・元裁判官アンケート集計結果報告書～

I アンケート集計結果の特徴と評価

1 はじめに

(1) 本アンケートの趣旨

寺西和史裁判官に対する分限裁判を契機に、裁判官の市民的自由と中立公正さの問題が焦点になっていることから、当部会は、本年8月～9月、現職裁判官2813名と元裁判官（1989年に降に依願退職し弁護士登録した方）140名に対し「裁判官の市民的自由に関するアンケート」を送付した。アンケートの依頼文は次のとおりである。

私たちは、憲法の番人である裁判官の独立と自由をどのように確保するか、裁判官の中立公正さをどう考えるのかについて、国民に開かれた議論をしたいと考えています。

裁判官の市民的自由を議論するに際して、当の裁判官の皆様が現実にもどのように考えておられるのかを国民に紹介することが不可欠だと考えます。皆様のご意見を報告書にまとめて弁護士会や国民の討議資料として活用させて頂きます。

つきましては、別紙アンケートについて是非とも裁判官の皆様の率直なご意見をお寄せ下さい。なお、現状では裁判官がこうした問題について自由に発言すること自体がためられる雰囲気にあることを考慮して、皆様の回答は匿名とし、回答者にご迷惑がからないように配慮致します。

つきましては、別紙アンケートに回答可能な範囲でご記入のうえ、8月31日までに青法協宛ご返送下さい。

つまり、匿名を条件に自由な回答を求め、その回答は討議資料として公表させていただくことを前提に、本アンケートを実施したものである。

(2) 回答状況

これに対し、現職裁判官から61通(2.1%)、元裁判官から12通(8.5%)の回答を得た。

この回答数については、裁判官の実情に照らせばやむを得ないとか、むしろ多い方だという評価も一方にあるが、裁判官自身の市民的自由に関する重要なテーマであることを考えれば、やはり回答率が低すぎると言わざるをえない。とりわけ、元裁判官の回答率8.5%に比べて現職の2.1%という数字は、裁判官が対外的に意見表明することに過度に自制しているか、こうした問題に無関心であるからではなかろうか。特に、現職の回答者61名のうち28名が裁判官歴21年以上のベテランであるという数字は、近年の若手裁判官が過度に発言を自制し、または無関心層が多いという一般の指摘と符合する。

なお、裁判官は転勤が多いため「住所地に該当者なし」で郵便が戻ってきたものが186通あるが、そのうち東京地裁の91通はまとめて返送されたものであり、転勤者に郵便を回送する取り扱いが無いのであろうか。

このように対外的な意見表明について厳しい雰囲気の中で、誠実に回答を寄せていただいた方には、心より敬意を表したい。

(3) 集計結果の意義

裁判官の市民的自由の問題に関して、裁判官に対してこのようなアンケートを実施したこと自体過去にほとんど例がないうえ、裁判官の具体的な記述意見をこれだけの件数集約できた点で、極めて貴重な資料である。

本報告書は、アンケートに記載された個別意見は、明らかな誤記の訂正(例えば、「裁判会議」を「裁判官会議」に)を除き、一切の取捨選択を行うことなくすべて掲載した。

もちろん、これだけの回答数によって裁判官全体の意見の傾向を結論付けることはできないが、寄せられた意見の中にも極めて多様な意見が現に存在していることが明らかになった。裁判官の現状に批判的な意見だけでなく、肯定的な意見も幅広く寄せられており、裁判官の本音を知る基礎資料として十分な検討価値があるものとする。

2 集計結果の主な特徴と評価

(1) 質問1について

国民の中で議論されている法案（例えば、盗聴法・少年法など人権や司法制度に関連する法案）に対して、裁判官が実務経験を踏まえて、外部の集会で発言したり、新聞等に投書したり、雑誌等に投稿することについて、どのようにお考えですか。

「特徴」

現職のうち、「よくない」が9名、「構わない」が26名、「条件による」が24名と、大きく意見が分かれている。

「よくない」の主な理由は、「裁判官は政治的中立性を堅持すべきであり、その中立性を疑われるような行動は慎むべきである」「政治的対立のある法案については、裁判官の政治的中立性（公正性）を害することになろう」という「中立公正らしさ論」から論ずるものが多い。

「構わない」の主な理由は、「個人としての信条の発表である限りは何ら差し支えはない」とか「特に制限すべき理由はないのではないか」といった裁判官の言論の自由という視点から論ずるものと、「法律施行後その解釈運用を担う者として、解釈上の問題点、運用上の問題点、他の法律との整合性などについて議論することは、国民の権利を擁護する職責の一部である」とか「意見を公表することが裁判官の義務とさえ考えるが、現実には難しい」という職責論の視点から論ずるものがある。

「条件による」の理由は、「裁判官という身分を明らかにして、外部の集会で発言したり、新聞などに投書することは、裁判官の職務の中立性という観点から疑問である」とか「国民に無用の誤解を招かない配慮をした上でならよい」など、「中立公正らしさ論」から論ずるものがやはり目に付く。また、「法律雑誌などに投稿するのはよいが、外部の集会での発言はよくない」とか「学術論文の水準に達したのなら、学術的見解として公表することは少しも差し支えない」というものも、国民に対する中立公正らしさ論に基づくものであろう。

元裁判官の回答は、「よくない」が2名、「構わない」が7名、「条件による」が3名で、「構わない」の割合が相対的に多かった。その理由は、現職の意見とほぼ同様である。

「評価」

「よくない」「条件による」の意見の中には「裁判官の中立公正らしさ」を強調するものが多いが、裁判官の市民的自由との関係や限界について踏み込んだ意見はほとんど見られなかった。特に、「中立公正さに配慮が必要」という倫理的な視点が多く、どのような場合に裁判所法の「積極的な政治運動の禁止」の規定に触れるのかとか、「どこまでの言動は許されるか」という視点で具体的に検討した意見はほとんど見られなかった。その結果、裁判官の言論の自由や職責論から「構わない」とする意見との間で、議論がかみ合わないままとなっている。

質問では「国民の中で議論されている法案（例えば、盗聴法・少年法など人権や司法制度に関連する法案）」に関して意見を求めたのであるが、「よくない」「条件による」の回答者の多くは、「国民の中で議論されている法案」というものを当然に「政治問題」という前提で検討する意見が大半であり、「政治問題」と「司法制度の問題」との区別について検討した意見は見られなかった。

アメリカの合衆国裁判官会議が採択した「合衆国裁判官行動綱領」は、裁判官が政治組織の指導者として行動することや政治組織のためにスピーチすることなどの政治活動を原則的に規制しているが、「法制度及び司法制度の改善に関する言論活動」は規制から除外され、むしろ奨励されている。

ドイツの裁判官も、個人としてあるいは団体として、人権上の問題のある法律案や司法制度の問題に対して積極的に意見表明をしている。

わが国の弁護士会では、従来からさまざまな法案について、単に「政治問題」とみるのではなく、国民の人権擁護や司法制度の改善に対する法律実務家の職責という観点から、法案の法的問題点を指摘する意見表明を繰り返している。現に、盗聴法案についても、刑事司法制度の根幹である刑事訴訟法や、憲法に照らして人権上の問題があるという理由で、これまでに日弁連が盗聴法案の問題点を指摘する声明を発したほか、全国18弁護士会が同様な観点から声明・決議を挙げている。

これに対し、わが国の裁判官は、法律実務の専門家が人権や司法制度に関する問題について発言することの意義についてほとんど議論すらないまま、あらゆる社会問題を政治問題ととらえて発言を避ける考え方が支配的である。

なお、元裁判官の意見が、相対的に「発言は構わない」という方向に変化していることは、裁判官経験者が裁判所の環境を離れたうえで、裁判官のあり方を考えた意見として傾聴すべきである。

(2) 質問2について

裁判官が、裁判実務の実情や問題点、職務の実態や勤務条件等に関して、外部で発言・投書することについて、どのようにお考えですか。

〔特徴〕

現職のうち、「よくない」が3名、「構わない」が32名、「条件による」が24名と、質問1に比べて「構わない」の占める割合が高くなっているものの、「条件による」という留保付の意見がここでも大きな割合を占めている。

「条件による」の主な理由は、「専門家集団や法律雑誌等ならばよい」「外部からの誤解を招かないよう配慮が必要である」「政治的に利用される危険性がない場合に限る」「政治的中立性に

疑問をもたれないような問題ならよい」「事実を具体的かつ根拠を示して述べるならばよい」などというものであり、中立公正らしさ論が基本にある。「質問1の答えと同じ」という意見も、これと同旨であろう。

「構わない」とする理由には、「このような発言などはむしろ裁判官の義務ともいうべきである」「裁判所を変える力は基本的に市民の批判であると思う」という意見がある一方で、「内容によっては人事上の不利益を覚悟しないとできないと思う」という困難な実情も述べられている。

元裁判官は、「よくない」が0名、「構わない」が8名、「条件による」が3名であり、現職に比べて「構わない」とする意見の占める割合がここでも相対的に多くなっている。

「評価」

裁判実務や職務の実態に関する発言は、そもそも「政治運動」の問題ではないはずであるが、ここでも「政治的中立性」への配慮が行動基準の中心に置かれている。しかも、こうした発言が「積極的な政治運動にあたるか」とか「どこまでの言動は許されるか」という視点ではなく、中立公正らしさに疑いをもたれる恐れがあることは行わないという消極的な行動基準が支配している。さらに、発言内容の品位や倫理への配慮が発言自体を抑制する基準として強調されている。

質問1・2を通じて、「専門家集団や法律雑誌などでの発言や論文はよいが、一般国民に対する発言や投書は誤解を招く恐れがある」という意見が目立った。これは法律問題を一部の専門家だけのものとする姿勢を示すものであり、「開かれた司法」を自己否定するに等しい思考方法ではなかろうか。

(3) 質問3について

現在の裁判官の実情は、裁判官の市民的自由と独立という観点から、どのようにお考えですか。

「特徴」

現職では、「不自由である」が32名に上るが、「自由である」が12名、「その他」が16名と評価が分かれている。

これに対し、元裁判官では、「不自由である」が9名と大半を占め、「自由である」が1名、「その他」が2名にとどまり、本アンケートの中でも現職との間で評価に最も大きな食い違いがあった。

「不自由である」の主な理由は、「今回の寺西発言問題と分限裁判に顕著にあらわれている」「均質な価値観を求められている雰囲気が強いため、異質と思われる意見を述べると疎外される」「司法行政当局からマークされたくない心理が強い」「最高裁の締め付けを直接感じることはないが、裁判官各個人の自己規制が強くなりすぎている」「パチンコ屋はもちろん、スナックや町

内会等さえ顔を出すとまずいと言う人も結構いる」などというものである。「その他」の意見の中にも、「次期任地・昇給・総括任用などに影響があると考えている裁判官は多いのではないか」という意見がある。

これに対し、「自由である」の主な理由は、「発言や意見表明について制約を受けていると感じたことはない」「これまでに特に不自由を感じたことはない」「外部から見られているほど不自由なものではない」「みんな忙しい中でも余暇を作り楽しんでいる」など、「不自由である」という評価の者とはまったく逆の評価が目についた。

「その他」の意見の中に、「裁判官の任用が最高裁主導である以上、時の政権の施策に疑問をもつ自由を行使することが難しいのは当たり前のことである（トヨタの社員がトヨタ車の欠陥を言いふらす自由があるか）」という端的な意見があった。他方で、「裁判官は現在、市民的自由や不自由という問題自体から掛け離れたところで、目の前の事件処理に追われているかそれに無関心でいるのが実情である」という意見があった。

「評価」

裁判官の意識を知るうえで極めて興味深い回答である。

「不自由である」と感じている者の多くは、裁判官の言動に対する直接的な規制よりも、人事統制などを意識した裁判官の自己規制が浸透しているという受け止め方である。言い換えれば、上からの締め付け以上に裁判所の雰囲気自体が自己規制を強いる状況にあるということであろう。

これに対し、「自由である」と評価している者は、以上のような裁判所の雰囲気に対して何ら不自由さを感じていない。いわば裁判官として自己規制することは当然だという受け止め方である。

同じ職場の雰囲気の中に身を置く裁判官同士で、このように正反対の受け止め方であることについて、内部ではほとんど議論がないようであり（質問4）、違和感を感じる。

なお、裁判官の立場を民間会社の社員と同視して論ずる意見には、ただ驚くばかりである。憲法が裁判官の独立を定めている意義は何かを改めて議論する必要があるだろう。

(4) 質問4について

裁判官の社会的発言や行動のあり方や中立公正さについて、裁判官会議や裁判官の間で議論をすることはありますか。どのような実情ですか。

「特徴」

現職では、「ある」が19名、「ない」が36名、「その他」が5名と分かれているが、記述式意見の内容はほぼ共通である。

すなわち、「ある」という者は、「裁判官会議での議論はない。親しい同僚との間で話し合う

ことはある」「休憩中や宴会の席で話すことは少なくない」などというものである。他方、「ない」という者も、「裁判官会議は必要最小限度のことを形式的に話すだけであり、私的に話すことも相手による」などというものである。「その他」の意見も、「公式の場で議論することはない。私的な場で議論することはある」というものである。

「ある」という意見の中で議論の中身を紹介するものとして、「寺西問題について、そんなことを問題視すること自体信じられず、まして処分するなどもってのほかである、などと裁判官同士で気軽に話している」とか、「所属支部裁判官（4名）の間では、寺西事件を機に議論した。今回の分限申立は仙台地裁がおかしい（積極的要件に欠ける）ということで一致した」などという意見がある。

「ない」という意見の中には、「そのような議論はみな注意深くさせている」「地方の裁判所では、そうしたことについて意図的に避けるような空気が支配している」「よほど気を許した者同士でしか議論されない」という雰囲気を知る意見がある一方で、「今は問題がないから特に議論されることもないようだ」「改めて議論するまでもない、各自の良識の問題」「自明であって議論の対象になり得ない」「議論せねばならないほどに意見が分かれた例はない」など、議論がないのは当然であると受け止める意見も多い。

「その他」の意見として、「寺西問題についても、多くの裁判官は余り深い関心を寄せていないようである」というものがあった。

裁判官会議の実情を紹介する意見として、「裁判官会議の付議事項でないから議論しない」「いずれ会同報告という形で裁判官会議等で所長から話があると思うが、これに対して活発な議論がなされるとは残念ながら思えない」「裁判官会議で発言すれば何らかの不利益は覚悟しなければならない」というものがある。

元裁判官では、「ある」が3名、「ない」が7名、「その他」が2名で、記述意見の内容もほぼ現職と同様である。

〔 評 価 〕

本アンケートの中でも最も興味深い、そして驚きを禁じ得ない回答である。

つまり、「ある」「ない」「その他」の回答を通じてほとんどの回答者の認識は、裁判官の社会的発言や行動のあり方や中立公正さについて、裁判官会議など公式の場で議論することはほとんどなく、同僚・同期・親しい者の範囲で私的に話すことはあるが深い議論にはならない、という点で一致している。

しかも、裁判所内部でほとんど議論らしい議論がないことについて、一方では議論することを注意深く避けていたり、相手方を選んで私的に話すだけであるというのに対し、他方では議論がなく当然だと考えているというのである。

裁判官の市民的自由に関する自己評価が掛け離れていること（質問3）も含めて、何ら議論がないままにこれほどまでに受け止め方が食い違うことは、裁判官が裁判所の中で互いに意思

疎通も議論もない孤独な存在であるということを示しており、寒々とした職場の雰囲気伝わってくる。

裁判官会議の形骸化が指摘されて久しいが、裁判官の市民的自由の問題については、まさに形骸化した様子が顕著に示されている。

(5) 質問 5 について

裁判官に対する分限裁判の申立は、裁判官会議で審議すべき事項か、常置委員会ないし所長に一任した事項か、どのようにお考えですか。

〔 特 徴 〕

現職では、「裁判官会議によるべき」が29名、「一任した事項」が10名、「その他」が19名と分かれている。

「裁判官会議によるべき」とする主な理由は、「重要事項であるし、裁判官自治の根幹にかかわる事項である」「裁判官の身分保障にかかわる重大な問題である」などである。

「その他」とする主な理由は、「本来、裁判官会議で審議すべき事項であるが、多くの裁判所では所長に一任しているのではないか」「寺西決定を読む限り、仙台地裁では所長への委任事項のようだ」「事務処理規則の定め方如何によるが、裁判官会議で審議した方がよいか」などである。

これに対し、「一任した事項」とする理由の中には、「分限の理由のうちには、公開されたくないこともある」「交通違反や法定刑を超える科刑といった通常（大半）の案件について、裁判官会議の議題とすることは、本人にとっても構成員にとっても、好ましいとは考えられない」などである。

元裁判官は、「裁判官会議によるべき」が9名、「一任した」が0名で、「その他」が2名であり、理由はほぼ同様である。

〔 評 価 〕

この質問は、各裁判所の規則の現状とあるべき取り扱いを明確に区別しないで質問したため、回答も両者が混在したものとなった。

回答の傾向としては、現在の裁判所規則としては所長などに一任したと解されるが、裁判官の身分保障に関する重要性に照らせば裁判官会議で審議すべきであるという意見が多数である。

ただ、現在の裁判所規則あるいは裁判官会議の一任決議が、本件のような裁判官の身分保障にかかわる問題を想定して所長に一任したと解してよいのかという実質的議論はほとんど見られなかった。

逆に、分限裁判の理由の中には、交通違反や処理ミスなど公開されたくない事項があるという理由から、裁判官会議で審議するのはふさわしくないという意見が複数あり、分限裁判を裁

判所内部の問題と見る視点が強いようである。その意味では、裁判官の身分保障との関係で十分な議論が尽くされていないことが示された。

(6) 質問6について

分限裁判の審問手続きが公開されないことや、意見陳述に変わる書面の提出で進められることについて、どのようにお考えですか。

〔特徴〕

現職は、「やむをえない」が28名、「不適切」が20名、「その他」が11名と分かれている。

非公開でも「やむをえない」とする意見は、「裁判所の組織内部の監督権行使の問題である」「分限裁判自体は性質上公開になじまない」「公開すべき性質の事柄ではない」「非訟事件であればやむをえない」などというものが目に付いた。なお、非公開でやむを得ないとする代わりに、「公開の場で争いたいのならば、訴訟を提起すればよい」「裁判を受ける権利を害しえないので、分限裁判（人事上の処分行為）に対する不服の訴訟を許さねばならない」という意見もあった。

非公開は「不適切」とする意見は、「分限裁判法は『裁判』であると規定しているので、公開が求められ、民間企業の処分の場合とは異なる」「懲戒手続きについて他の公務員や民間人は公開の訴訟手続きで争う道がある。裁判官については独立を守るためにあえて最初から裁判の形にしたのに、かえって公開の保障が及ばないのでは本末転倒である」という理由があった。

意見陳述に代わる書面の提出でも「やむをえない」とする意見として、「寺西事件のような、代理人らが裁判長の指揮に従わない状況ではやむをえぬ」「意見陳述の機会是与えられていたのに、これを放棄したと考えられてもやむをえない」というものがあった。

意見陳述に代わる書面の提出は「不適切」とする意見として、「具体的事情によるのかもしれないが、裁判所として、十分な証拠を提出してもらい、言い分を十分聞いて、核心に応じた説明と判断をすべきだからである」というものがあった。

「その他」の意見として、「通常の事件では公開や意見陳述を本人が望むとは考えられない。だとすれば、寺西事件だけを特別扱いするのはおかしい」という意見がある一方で、「被審判者の請求によって審問手続きが公開されるようにすべきである」という意見があった。

元裁判官では、「やむをえない」が3名、「不適切」が7名、「その他」が2名であり、現職に比べると不適切だとする意見が逆に多数を占めている。

〔評価〕

分限裁判の審問手続きの非公開を肯定する意見は、「性質上やむをえない」とか「非訟事件であるからやむをえない」などと、実質的な理由を示すことなく非公開でよいとする意見が目立った。質問5でも指摘したように、従来多くの分限裁判が交通違反や事務処理ミスのような事案であることから、「公開になじまない」という判断に傾いているのではなかろうか。

しかし、裁判官の市民的自由の制限と身分保障に直接かかわる寺西事件の場合にも同様に考えてよいのが、まさに問われているはずである。「通常の事件では本人が望むとは考えられないから、寺西事件だけ特別扱いすべきでない」という考え方と、「被審判者の請求により公開すべきである」という考え方が、これに対する2つの方向である。

なお、「公開の場で争いたいならば、訴訟を提起すればよい」という意見は、現行法の分限裁判に対しては不服訴訟が認められていないという問題を見落としているのであろう。だからこそ分限裁判の公開が重要なのである。

陳述に代わる書面の提出を肯定する意見は、寺西事件の審問手続きについて、おそらく仙台高裁の決定書記載の事実経過を前提に、「裁判長の指揮に従わない」とか「陳述の機会を放棄した」という評価を下しているのであろう。

しかし、弁護団の主張によれば、第2回審問期日は審問手続きの終結を宣言することなく打ち切られたことや、第2回期日の直後には裁判所側も第3回期日の指定を考えていたことなど、審問手続きの経過に関する仙台高裁決定書の記載自体が極めて一方的で不正確であるという問題がある。

裁判官の身分保障にかかわる分限裁判における審問手続き及び意見陳述の重要性と、本件審問手続きの正確な事実経過を踏まえたうえで、改めて公開の当否と陳述に代わる書面提出の当否について議論し直す必要があろう。

(7) 質問7について

その他、寺西問題・裁判官の実情・今回のアンケート調査など何でも結構ですので、ご意見がありましたら、自由にお書き下さい。

「特徴」

現職裁判官から、寺西事件や市民的自由に関する裁判所の実情を紹介する意見として、「裁判官の地位にかかわる重大な問題で、かつ弁護士・市民の方々が危機感を持って熱心に取り組んで下さっているのに、私も含め、当の裁判官自身から全く声が上がらないのを不甲斐なく思っています」「司法修習生の中で、裁判官に市民的自由が乏しいことについて違和感を覚えない人のみが、任官する傾向が強くなっている」など現状に批判的な意見がある一方で、「裁判官が、他の一般社会人よりも自由が制約されているという考え方は、実情を知らない虚像に過ぎない」「実情を知らない（あるいは、知っているのに故意に嘘を言う）外部の人たちから、とやかく言われるのは余計なお世話である」など社会の批判が誤っているという意見もあり、評価が分かれている。

寺西裁判官の言動に関しては、「寺西氏をどのように支援したらいいのか、手をこまねいているところです。どうか上手に支援活動をして下さい」「(裁判官の)生活自体もっとオープンに

すべきものでしょう。ドイツのようであればと思います」「裁判官の政治行動・発言の問題は、急激にではなく徐々に国民の問題となるべく動いている問題だと思います」などと肯定的に受け止める意見がある一方で、「寺西裁判官の仕事ぶりや外部的発表は、やや特異、一方的です」「政治的活動がしたいのであれば、裁判官を辞任すべきである」などと批判的な意見もあり、ここでも評価が大きく分かれています。

仙台高裁の対応については、「仙台高裁はもう少し『実務的』『職人的』に取り組むべきではなかったか。当日の集会について証拠調べをしたり、法令解釈について人事院規則との関係やその解釈について、もっと『実務的』に取り組んだ方がよかったように思われる」「寺西氏に対する一連の当局の対応は、納得いかない。個人的には寺西氏のやり方がよかったかどうかという点は、微妙だと思っているが、当局のやり方や結論は、裁判官の自由とか地位を著しく危うくするものとの感は否定できない」など、司法当局の対応に批判的な意見がある一方で、「寺西裁判官の問題に関しては、当局側の対応にはある程度理解できる」「寺西裁判官の行動は分限処分するもやむを得ぬ」など処分に肯定的な意見もあり、やはり評価が分かれています。

ほかに、「マスコミが余り取り上げないのは実に不思議だが、マスコミの世界自体も多かれ少なかれ裁判所と同じなのだろうか」「世論であまり問題とされていないが、将来の日本を見直すうえで、この問題も決して見逃せない。地道な活動を期待したい」などの意見があった。

元裁判官からの意見としては、「キャリア裁判官は世間知らずが多いように思われる。そのため時として常識に反する判決が出されることがある」「多くの裁判官は、内心では寺西氏の言動を支持しているのではないかと私は思うが、私がああ裁判の裁判長になったら、どのような判断を下したかと問われれば、気持ち揺らぐ」など、裁判所の環境の中での意識や行動と、裁判所を離れた後の考え方に違いがあることを示す意見があった。

「評価」

裁判官の市民的自由に関して、初めて紹介される裁判官の生の意見であるから、まずは回答を直接読んでいただきたい。

そうした中でも、寺西事件や裁判官の市民的自由の問題について、裁判所内部で声が上がらない現状に疑問を呈する意見や、仙台高裁の対応について批判的な意見が幾つも存在していることは注目される。

他方で、意見の前提となる事実認識が不正確であると考えられるものも目に付いた。例えば、寺西氏の新聞投書の内容が根拠薄弱であるとか、特異な意見であるという評価があるが、寺西氏は字数の限られた新聞投書のほかに、法律雑誌に令状実務の問題についてデータを挙げて論文を書いていることや、令状実務の現状に関する寺西氏の評価は弁護士の中ではむしろ多数意見であるという事情は、裁判官の中で十分に議論されていないのではなからうか。質問3や4で指摘したように、裁判官はこうした問題についても裁判所内部でほとんど議論らしい議論も意思疎通もない状態であろうと思われる。

(8) まとめ

本アンケートの回答をまとめた結果、現在の裁判官の実情として以下のように要約できる。

裁判官が社会的に発言することの可否については、裁判官の中でも意見が大きく分かれている。社会的な発言を自制すべきだと考える裁判官は、「中立公正らしさ」に疑いを持たれる恐れのある発言は差し控えるという意識が浸透しており、裁判官の市民的自由や法律実務家としての職責との関係から、「どこまでが許されるか」という視点での議論はほとんど見られない。むしろ、「法律専門家の中での発言ならば許される」といった閉鎖的な意識が強いようである。

さらに、裁判官が社会的な発言に自己規制をしていることについて、そもそも不自由だとすら感じない者が多くなっている。のみならず、こうした問題について裁判所内部では、これまでほとんど議論らしい議論が行われていない。

裁判官の社会的発言に関して、それが「政治的問題」なのか「法制度や司法制度の改善」に関する問題なのかという区別も、ほとんど議論されることがないまま、「中立公正らしさ」に影響がある以上自己規制するという意識が浸透している。その結果、職務の実態や勤務条件などの問題についてさえ、発言を自制する姿勢が強い。

裁判制度は、さまざまな意見の違いがあることを前提に、互いに議論を尽くしてあるべき結論を探ろうとするシステムである。その裁判制度を担う裁判官が、自らの行動のあり方についてさえ、互いに議論も意思疎通もない職場の雰囲気の中で、果たして司法権の適正な行使が期待できるのかという不安がある。

アメリカの合衆国裁判官行動綱領の注釈は、次のように述べる。「司法官として、そして特に法を学んだ個人として、法、法制度及び司法運営の改善——これには実体法や手続法の改定そして刑事司法や少年司法の改善も含まれる——に貢献するうえで、裁判官はユニークな地位にいる。その時間が許す限り、裁判官は、独自に、あるいは法曹協会、裁判官会議その他法改革を目指す組織を通じて、そのような活動を行うことが奨励される」

ドイツでは、自己の意見を外部に表明しない裁判官よりも、それを外部に表明したうえで国民からの批判的意見も率直に受け止めようとする裁判官の方が、国民の信頼が厚いという。

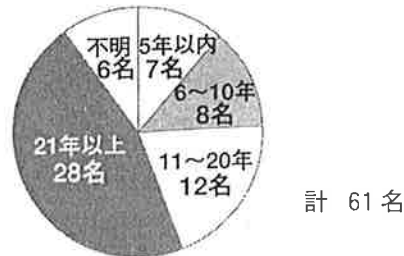
わが国でも、物言わぬ裁判官が中立公正であるという幻想からそろそろ脱却し、全国の裁判官、弁護士、法学者、マスコミ、そして国民各層が、裁判官の市民的自由と中立公正さの問題について、裁判官を交えて幅広く議論を展開することを求めたい。

Ⅱ アンケート集計結果

1 アンケートの回答状況

(1) 裁判官 (全裁判官を対象)

アンケート送付数	2813 通
該当者なしで帰ってきたもの	186 通 (内、東京地裁 91 通)
回答アンケート数	61 通



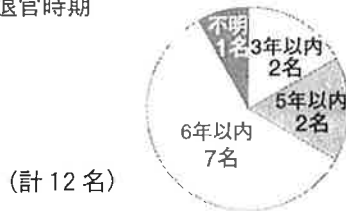
(2) 元裁判官 (1989年以降に依願退官され、現在弁護士となっている方を対象)

アンケート送付数	140 通
回答アンケート数	12 通

裁判官歴



退官時期



2 現職裁判官のアンケート回答内容 (全文)

(注) 【】内の数字はアンケートの番号です。

(1) 国民の中で議論されている法案 (例えば、盗聴法・少年法など人権や司法制度に関連する法案) に対して、裁判官が実務経験を踏まえて、外部の集会で発言したり、新聞等に投書したり、雑誌等に投稿することについて、どのようにお考えですか。

よくない 9名

- ・「裁判官は政治的中立性を堅持すべきであり、その中立性を疑われるような行動は慎むべきである」 (【4】21年以上)
- ・「日本では、まだまだ『裁判官』の肩書がある程度の影響がある。従って、上記設例のような行動をとれば、それはとりもなおさず、政治的活動と判断されるもやむを得ない」 (【6】21年以上)
- ・「裁判の当事者が偏見をもつ」 (【47】5年以内)

- ・「裁判官の公正・公平は、考えられている以上に、極めて厳しく『当事者』あるいは『被告人』から求められている実情にある」(【11】21年以上)
- ・「裁判官として当然」(【55】11～20年)
- ・「法を改正(制定)する者と法を適用する者が重複しているという印象を国民に与えることになる」(【46】5年以内)
- ・「政治的対立のある法案については、裁判官の政治的中立性(公正性)を害することになろう」(【2】21年以上)
- ・「裁判官の中立性に反する」(【61】6～10年)

構わない 26名

- ・「裁判官が思想・信条を外部に発表することと、法に違った裁判をすることとは両立できる」(【7】6～10年)
- ・「むしろ、意見を公表することが裁判官の義務とさえ考えるが、現実には難しい」(【19】不明)
- ・「裁判官は司法制度に関し最も経験が深く、密接に関係するところ。その意見を表明することは何ら禁止されていない」(【10】21年以上)
- ・「法律施行後その解釈運用を担う者として、解釈上の問題点、運用上の問題点、他の法律との整合性などについて議論することは、国民の権利を擁護する職責の一部であるから」(【40】21年以上)
- ・「でも、はっきり言って、寺西さんの『令状に関しては、殆ど検察官、警察官のいいなりに発布されているのが現実だ。……』という投書は、どうかと思います。私が令状担当をしていた経験では、平均して月に一度は勾留請求却下していたし、皆さんそれなりに良くやっているとと思いますけどね。寺西さん自身は、令状請求に対してどんな態度で臨んでおられたのですかね。私の独断で言えば、あのような投書をするようでは、自分自身もちゃんとやってなかったとしか思えないのですが」(【57】11～20年)
- ・「個人としての信条の発表である限りは何ら差し支えはない」(【8】21年以上)
- ・「但し、政治的な運動の一環とみられることがないように注意すべきである」(【41】21年以上)
- ・「特に制限すべき理由はないのではないか」(【13】5年以内)
- ・「よりよい法案を作るためには、色々な立場からの公開討論が必要であるため」(【18】11～20年)
- ・「基本的には市民の立場での発言なら自由」(【60】6～10年)
- ・「自分の実務経験を踏まえて、自分の責任において発言するのであれば、裁判に対する具体的な検討にも有益であるし、他の裁判官に対しての無責任な発言ともならず、国民にとって有益であるから」(【59】11～20年)

条件による 24名

- ・「法律雑誌などに投稿するのはよいが、『外部の集会』での発言はよくない」(【23】不明)
- ・「極左・極右あるいはこれらと疑われるような団体を支持するような言論は論外。今回の寺西さんの行動は、極左団体を支持するものと言われても仕方ないと思う。あなた方は、現役の裁判官が暴力団がらみの街金(マチキン)たちの集会で、『暴対法は、債権者の取立の自由を侵害する違憲なものだ』『免責は財産権の侵害だ』とアピールすることをどう考えるのか。不信任を抱かないのか」(【14】11～20年)

- ・「学術論文の水準に達したものなら、学術的見解として公表することは少しも差し支えないばかりか、望ましいことですらある。それ以外の発表形式のものは、為にする誤解の原因にもなりうるので、やはり慎重にしたほうがよい」(【52】21年以上)
- ・「雑誌などに投稿することは、構わないのではないか」(【54】5年以内)
- ・「『裁判官』という身分を明らかにして、外部の集会で発言したり、新聞などに投書することは、『裁判官の職務の中立性』という観点から疑問である」(【56】21年以上)
- ・「その意図・目的、意見などの発表の場・方法、これを受け取る側の状況等によると思われる。寺西判事補の場合、適切なものであったかどうかには疑問がある」(【51】21年以上)
- ・「無用の誤解を招かない(国民の目から見て)配慮をした上でならよい」(【25】21年以上)
- ・「裁判官は、法律を憲法違反として無効とする権限も有している。しかし、その権限行使は、caseを通してはじめてなし得るし、caseの審理の過程で、法律についての評価も変わることがある。そもそも法律は、国民によって選挙された国会議員により制定されたものであり、それを云々するのは、国民一人としてはよいが、裁判官の身分を明らかにするのは、影響が大きすぎる。結局、裁判官が法案について意見を述べるのは、特にその制定に反対する側で述べるのは避けたほうがよい。将来、判決ないし決定で述べればよい。賛成側で述べるのもよくはないが、こんな問題点があるという指摘をするため中立的に述べるのはよい」(【50】11～20年)
- ・「原則として自由だが、一定の節度は必要である」(【42】21年以上)
- ・「集会の場合には、その性格による。一市民としての意見にとどまらず、肩書を明示する場合は、十分な論拠を示し慎重なものであるべきで、ラフな、誤解を招くような発表は相当でない」
(【44】11～20年)
- ・「国民への情報提供について、司法行政当局のみとする現況はよくない。とって、裁判官が直接一般国民に働きかける形で、外部の集会で発言したり、新聞に投書したりすることが倫理的に許されると考えるのはいかがであろうか。専門雑誌・新聞に投稿することはあってもいいと思う。それを見たマスコミが間接的に報道することがあっても許容されるべきである」(【16】5年以内)
- ・「私見を述べるのは適当でないと思う。客観的な実情を述べるのは良いが、むつかしい問題だ」
(【53】21年以上)
- ・「裁判官という肩書を示して行う場合はある程度法律論として検討することが必要かと思う(単に政策論というのはどうか)。原則的には自由であるべき」(【15】11～20年)
- ・「当該集会在、一般市民の眼で見て、政治的に特定の立場に立つものと考えられる場合に、裁判官としての身分を明かして発言することは、一般市民にその裁判官の中立・公正さに対し疑いを抱かせる危険性があり、よくない。法案に対する意見表明は、政治的色彩のない学会、法律雑誌等において可能。新聞・雑誌への投稿等は、その内容が特定の政治的立場に肩入れするような印象を一般市民に与えるものであれば、やはり問題がある」(【5】11～20年)
- ・「原則的に差し支えない。立法の可否を判断するにあたって、裁判所の実務の現状についての情報が必要な場合には、それを国民に提供することはかえって望ましいと言える。但し、その方法・内容については、慎重に検討すべきである。『公正らしさ』論は一概に否定できない。もっとも、その方法・内容について相当性を逸脱したとしてもそれが『積極的な政治運動』にあたるか否かは別問題だと思う」(【20】11～20年)

- ・「政治的団体の主催する集会等で発言したり、政党機関誌等に投書するのは、よくない。それ以外では、構わない。ただし、盗聴法案と司法制度に関連する法案は区別すべきで、盗聴法案等については、上記以外の集会・新聞紙上での発言も慎むべきである。寺西弁護団から送られてきた意見書に引用されている『アメリカ合衆国裁判官倫理規程』4条、7条に賛成である」(【3】21年以上)
- ・「国民に活発な議論をしてもらうための一定の説や、客観的情報の提供であれば結構である。しかし、本件のように、とにかく反対という結論が先行し、その理由付けとして、認容率が高いことなどをもって、令状審査が適正にされていないのが実態であるというような主観的評価を交えて、公平・公正な議論をできる環境作りをするための客観的情報を提供しないというのであれば、裁判官の肩書のもとに信頼できる情報であるかのように国民を誤導するものであって、不適當である」(【1】6～10年)

その他 1名

- ・「裁判官の衣を着たまま政治的発言を外部にすることは自制したほうがよいと思う。裁判官の中立・公正に疑念を持つ恐れのないような発言・発表なら自由である」(【36】21年以上)

不明 1名

(2) 裁判官が、裁判実務の実情や問題点、職務の実態や勤務条件などに関して、外部で発言・投書することについて、どのようにお考えですか。

よくない 3名

- ・「裁判官の横の組織が機能するようになるべき」(【53】21年以上)
- ・「(1)に同じ」(【47】5年以内)
- ・「裁判に対する国民の信頼をそこなう」(【61】6～10年)

構わない 32名

- ・「大いに行うべきである。裁判所はPR下手であると思う」(【45】不明)
- ・「数年前まで裁判官に通勤手当が支給されていなかった(但し、指定職)が、裁判官と言っても労働者であるから、自己の勤務条件に関して外部で発言・投書することは許されてよい」(【56】21年以上)
- ・「裁判官が発言するまでもなく、外部ではかなり良く知られている。より正確な認識をもってもらうためには、外部で十分に発言した方がよい」(【52】21年以上)
- ・「原則として構わない。外部に訴える以外に変わらないと思うから。裁判所を変える力は基本的に市民の批判であると思うから」(【40】21年以上)
- ・「もっとも、その内容には注意を要する。他の裁判官の決定や判決に影響を及ぼさないようにすべき(独立原則)。勤務条件も、他の公務員に比べ格段に恵まれていることを前提とすべき。あくまで、利用者である国民の立場に立っての提言であるべき」(【50】11～20年)
- ・「否定する理由がない」(【7】6～10年)
- ・「1判事が『同席調停』について、新聞に投書したり(あれは朝日新聞『論壇』の投稿でしたかね)、法律雑誌に書かれたりするのと何ら違いはないと思う」(【57】11～20年)

- ・「このような発言などは、むしろ裁判官の義務ともいうべきであり、それが減多になされないことには問題を感じる」〔41〕21年以上)
- ・「構わないが、外部に発表する以上は、公平・正確を期さなければならない」〔24〕21年以上)
- ・「ただ、裁判体・裁判官により考え方、方向性の違いがあるため、一般的に『こうだ』と断じると、他の裁判官の反発を買うだろうから、あくまで、『自分はこうだ』と限定すべきとは思うが」
(〔13〕5年以内)
- ・「ただし、違法、合法の問題ではないが、発言・投書が、①暴露的なものではなく、建設的なものであること、②表現が抑制のきいたものであることが望ましいであろう。これは、裁判官の品位の問題でもあるが、市民にも同僚の裁判官にも、支持を受けるためである」〔18〕11～20年)
- ・「もっとも、内容によっては、人事上の不利益を覚悟しないとできないと思う」〔20〕11～20年)
- ・「ただし、自分はしない。精一杯真面目に職務を遂行し、国民の役に立つことが大事である。どの職業人もそうしている。設問のような発言・投書をしている職業人はあまりいないのではないか」
(〔3〕21年以上)
- ・「(1)と同様である(悪知恵をつけて悪用されるようなことにならないようには、注意する必要がある)。職場の実態や勤務条件の他、ある一面だけを拡大してとらえれば、問題にされかねないが、全体との関係で誤解されないよう情報を提供する必要がある」〔1〕6～10年)
- ・「但し、誤解を与えないように慎重にすべきと思う」〔59〕11～20年)
- ・「(1)と同じ」〔60〕6～10年)

条件による 24名

- ・「(1)と同じ」〔42〕21年以上)
- ・「法律雑誌等でかなり明らかになっているところであり、それ以上に外部で発言をしたり、投書をする必要があるかは疑問である」〔51〕21年以上)
- ・「専門家集団の中であれば可」〔11〕21年以上)
- ・「前問(1)のように『政治的行動』でない事柄、時期であればかまわないと思う」〔6〕21年以上)
- ・「政治的中立性に疑問を持たれないような問題について発言等することは差し支えないが、寺西判事補の投書のごときは、その疑問を大いに抱かせるもので、もっての外である」〔4〕21年以上)
- ・「(1)とはほぼ同様だが、実情を正確に偏りなく把握しようとする姿勢に裏付けられた発言でないと、他の裁判官の反発を招き、国民に誤解を抱かせることになる」〔44〕11～20年)
- ・「裁判実務や職務の実体の外部発言等も、発言者の個人的なものであればよいが、憶測で実体と異なることを、あたかも事実のように発表するようなことがあってはならないと思う」〔48〕11～20年)
- ・「外部からの誤解を招かないよう配慮が必要と思う」〔28〕6～10年)
- ・「外部とは何を意味するのか、はっきりしないので答えにくい。法学者や法曹関係者と論議することも含むとすれば、そのことを制限すべきでない。むしろ、大いに発言してよい。投書には無記名を含むとすれば、それは相当でない。記名で根拠を示して、具体的に問題点を明らかにするものでなければならぬ」〔16〕5年以内)
- ・「内容のしっかりしたものなら結構だが、説明不十分のものや例外的な意見なのに、裁判官一般の意見のように発表されることはよくない」〔2〕21年以上)

- ・「『裁判官』という立場での発言が、政治的に利用される危険性がない場合に限る」(〔46〕5年以内)
- ・「少数意見や弱者の立場をふまえての観点からならば大いに結構と思う」(〔8〕21年以上)
- ・「原則的には自由。ただし、個人的には暴露物的なものは、好きになれないような気がする」
(〔15〕11～20年)
- ・「(1)と同様。加えて、その内容が客観的事実と合致していることが条件」(〔5〕11～20年)
- ・「(1)と同じ」(〔14〕11～20年)
- ・「(1)と同じ」(〔25〕21年以上)

その他 1名

- ・「(1)と同じ」(〔36〕21年以上)

不明 1名

(3) 現在の裁判官の実情は、裁判官の市民的自由と独立という観点から、どのようにお考えですか。

不自由である 32名

- ・「今回の寺西発言問題と分限裁判に顕著にあらわれている。独立、との点は、裁判内容、合議内容に影響するが、現在、困難を感じつつ、できるだけ良い裁判をしたいと努力しているつもりである」
(〔41〕21年以上)
- ・「締めつけが全くなくても権力に迎合するのが日本人の特性であるところ、強い締めつけがあるのだから、権力迎合、現状肯定の判決ばかりということになる。『司法は、社会の一番後ろから歩くもの』というのが、私が裁判所で聞かされた最も驚いた言葉である」(〔7〕6～10年)
- ・「均質な価値観を求められている雰囲気が強いため、異質と思われる意見を述べると疎外される。一旦、変わり者と思われると、長期間そうした目でみられ、そうした扱いが続く。『国民の権利』『市民の権利』『弱者の救済』という言葉自体もタブーに近いのではないかと感じる」(〔40〕21年以上)
- ・「制約があるのは、自分のなした（もしくは、なす）裁判を守る為に、やむを得ない面がある（一定の思想があるから、そのような裁判をしたと多数から見られるのは、好ましくない）」(〔45〕不明)
- ・「町内会やPTAの役員にはなるな、と言われている」(〔23〕不明)
- ・「自己規制、自縛と感じつつも、『自由である』とは感じていないのが実情である。裁判官制度が閉塞してしまっているであろう。しかし、それが政治のように腐敗しているとまでは思わない」
(〔19〕不明)
- ・「従前は特に不自由とも思わなかったが、今回の寺西氏に対する処分を見るかぎり、不自由と言わざるを得ない」(〔12〕6～10年)
- ・「種々の団体に参加することにどうしても消極的になる。裁判官の側も、長年、地域社会等と接触をあまりもたない生活を続けると、そんな生活に慣れてしまう。市民的な不自由を感じなくなってしまう。これが恐いような気がする」(〔15〕11～20年)
- ・「処遇面を通じての制約が陰に陽にわたってなされすぎている」(〔8〕21年以上)
- ・「前設例(1)(2)のように、T.P.Oを考えて行動せざるを得ず、その意味では不自由とも言えるが、そ

- れが独立を損なうものとは考えていない（当然の自制と考えるから）」（【6】21年以上）
- ・「政治的なことについては、徹底的に避ける傾向が定着している。司法行政当局からマークされたくない心理が強い」（【42】21年以上）
 - ・「最高裁の締め付けを直接感じることはないが、裁判官各個人の自己規制が強くなりすぎている」（【31】11～20年）
 - ・「全くの不自由であるが、①歴史的に統制の時代が長く続いたこと、②転勤を除けば待遇が悪くないこと、③裁判官に限らず、日本全体の市民的自由がさして保障されたものではないこと等の理由から、裁判官が不自由さをさして実感していないのではないかと思われる。逆に言うと、不自由さを感じるほどのエネルギーは表に出ていないのではなからうか（エネルギーがないわけではない）」（【18】11～20年）
 - ・「外国旅行の制限（正月、五月連休、夏休み以外は不可）。県外の旅行には旅行届をだすこと」（【17】21年以上）
 - ・「(1)(2)の問題等、大過を避けるため、無難志向・安定志向となり、萎縮しがちとなる結果、社会的常識・経験・知識がうとくなったり、現状肯定的な判断をしたり、革新的方策をとれなかったりする。旅行届、海外旅行許可の制度（夏・冬・ゴールデンウイークだけ）など、国際感覚から取り残されているのではないか。車の運転さえ避ける人、パチンコ屋へはもちろん、スナックや町内会等さえ顔をだすとまずいと言う人も結構いる」（【1】6～10年）
 - ・「将来、事件として扱うかもしれない問題について、一般的に論評するのは、職業上公平さを疑われるのではないか。考えが十分吟味され尽くしたうえで判断しているものではないのじゃあないかと考えてしまうから」（【59】11～20年）
 - ・「タブーと自己保身が部内の常識になっているのでは。国民の側にもこれを是とする雰囲気があるのでは」（【60】6～10年）
 - ・「職務上一定の制約はやむを得ない（公務員全体に共通することからであって、裁判官に限られる問題ではない）」（【61】6～10年）

自由である 12名

- ・「これまでの経験で、特に発言や意見表明について、制約を受けていると感じたことはないし、自由に行動・発言して、不利益を受けたこともない。要するに、T.P.Oの問題」（【5】11～20年）
- ・「裁判官ということで、これまで特に不自由を感じたことはない。裁判官という身分を市民的自由活動に表す必要はない。裁判官という身分を表に出すのであれば、それは公人であり、節度が必要となるろう」（【2】21年以上）
- ・「外部から見られているほど不自由なものではない。裁判官からすると、弁護士の方が不自由である。依頼者との関係をそこなわないようにする余り、どうかと思われる言動をしばしば目にし、耳にする。特に、近年、その傾向が強くなっている」（【51】21年以上）
- ・「同封の冊子や新聞のコピーなどでは、例えば、赤提灯など行ってはいけないとか、パチンコもしいだとかいった記述があるが、これは実体を反映していないものである。例えば、競馬を愛好する裁判官も数多くいるし（自分もその一人であるが）、中には、G I馬の一口馬主になっている人もいる。赤提灯だけでなく、スナックやクラブで飲むこともあるし、地域の合唱団やスポーツチームに参加し

ている者も少なくない。ピアノのコンサートを聞いた裁判官もいる。みんな、忙しい中でも、余暇を作り楽しんでおり、こういった裁判官も決して少数ではないことを理解して欲しい」(【54】5年以内)

その他 16名

- ・「市民的には不自由。独立は守られている」(【34】6～10年)
- ・「不自由だと内部の人の言動によって感じたことはほとんどない。あるとすれば、あなた方の『最高裁に従わない人=左遷』というプロパガンダが頭をよぎった時のみである」(【14】11～20年)
- ・「積極的な政治活動をしたり、事件と関係のある者とゴルフに興じたり、風俗店で遊ぶという『自由』は確かでない。その意味で、一般市民に比べてある程度の不自由さはある。しかし、それらは、裁判官として当然の制約であるし、そのような『自由』が欲しいとは思わない」(【55】11～20年)
- ・「裁判官はその職責上、自ら一般の市民とは異なって、市民的自由について制約のあることは免れない。裁判官がこうした制約を不自由と感ずるかどうかは、当の裁判官が、その職責を踏まえているか否かによって、差異が生ずるのではないか」(【21】不明)
- ・「質問の意味が良く分からない。配布された中に、『記録映画の製作・普及活動に参加してください』というものがある、その3ページに『裁判官も他の裁判官よりはよく、という考えはありますよ。たとえば、任地とか、昇給とか。差がつき始めれば気になる』というくだりがありますが、私にはその感覚が分からない。そういう感覚の人は、自らを不自由にしていないかと思う。自分が上昇志向、特に中央志向でいながら（結局は自らを不自由にしておいて）、ドイツでは裁判官たちは、希望に沿わない転勤がないので、地域に定着し、住民からの信頼も大きい、などと良く言えると思う。今の東京地裁の裁判官で、地方に定着して、住民のために何かしようと思っている人など本当にいるのですか。それは、最高裁の姿勢の問題じゃないでしょうか。裁判官自身の問題ではないのですか」(【57】11～20年)
- ・「裁判官の任用が、時の政権によって選ばれる最高裁判事の下にある最高裁主導で為されている以上、時の政権の施策に疑問を持つ自由を行使することが難しいのは当たり前のことである（トヨタの社員がトヨタ車の欠陥を言いふらす自由があろうか?）。ただし、裁判官は再任期まではやめさせられないというだけの身分保障があり、転所、転官、減俸（都市手当がなくなること）等されない権利（行使すれば）がある。昇給と昇任をあきらめ、窓際（手形とか破産執行だけなど）を覚悟すれば、自由である」(【50】11～20年)
- ・「裁判官は現在、市民的自由や不自由という問題自体からかけ離れたところで、目の前の事件処理に追われているか、それに無関心でいるのが実情である」(【52】21年以上)
- ・「職務外の行動をする場合、『裁判官』という身分に制約ないし拘束を感ずることがある。ある程度やむを得ないことと思う」(【56】21年以上)
- ・「司法行政で自由を制限されているという意味であれば、さ程不自由を強制されていることはない。裁判官の意識、生活習慣にもとづけば自由でない。何故そうなのか。次期任地、昇給、総括任用などに影響があると考えている裁判官は多いのではないか。それを防ぐためには、司法行政当局以外に、これらについて具体的論評をする学者、法曹研究会は勿論、裁判官の開かれたゆるやかな連帯組織が必要であると思う」(【16】5年以内)
- ・「何ともいえない（いろいろな面があり、総合すると、どちらともいえない）」(【44】11～20年)

- ・「『裁判官の市民的自由』といっても、政治的中立性の保障の立場からすれば、一般の市民とは異なっていて、ある程度、活動の自由が制限されるのはやむを得ないことで、これは裁判官倫理として当然の常識であると思う」(【4】21年以上)
- ・「(1)の場合を除けば、個人の決断次第で、相当自由な言動は可能である。却って、先取りにより必要以上に萎縮しているのが現状」(【11】21年以上)
- ・「特に不自由さを感じたことはないが、このようなアンケートに匿名で答えざるを得ないことを考えれば、確かに自由とは言えないか」(【24】21年以上)
- ・「裁判官というよりは、その人の考え方によるであろう。例えば、このアンケートに答えてもいいと思う人がいる反面、答えてはいけないと思う人もいるというように、『裁判官として不自由』なのではなくて個人的な考え方の違いだと思う」(【13】5年以内)
- ・「事件処理については自由である。具体的な圧力がかかることはない。最高裁判例に従っておけば無難だという雰囲気はあるが、従うか逆らうかは、本人のポリシーの問題である。市民生活については、一定の枠内では自由である(巷間言われる居酒屋、パチンコなどは全く問題ない)が、枠を超えようとする(市民集会での発言etc)と不自由を感じることになる。もっとも、大多数の裁判官は枠を超えようとしなから、不自由は感じていないと思われる」(【20】11~20年)
- ・「私自身、格別不自由と思いませんし、周囲でもそのように感じている人は見られませんが、実情はよく分かりかねます」(【9】21年以上)

不 明 1 名

(4) 裁判官の社会的発言や行動のあり方や中立公正さについて、裁判官会議や裁判官の間で議論することはありますか。どのような実情ですか。

あ る 19 名

- ・「どうあるべきか、の議論。特に指示等の意図等を感じたことはない」(【45】不明)
- ・「裁判官会議での議論はない。親しい同僚との間で話し合うことはある」(【49】21年以上)
- ・「寺西問題についても、そんなことを問題視すること自体信じられず、まして処分するなど他の他である、などと裁判官同士で気軽に話している。ただし、相手によるが」(【43】5年以内)
- ・「休憩中や宴会の席で話すことは少なくない」(【54】5年以内)
- ・「裁判官室での日常会話、昼食会等、非公式の場では、しばしば話題になる。裁判官会議など公式の場で話し合われることではない。もっとも、そのことが議題となった場合は別のことであるが……」(【51】21年以上)
- ・「研究会の公式の議題にしばしば取り上げられる。次第に市民的自由が尊重される傾向にある」(【53】21年以上)
- ・「同期とその話をする」(【47】5年以内)
- ・「寺西問題について、互いに議論することがある。特に、寺西氏の新聞への投書内容については批判的意見が多い」(【46】5年以内)
- ・「簡裁判事ゆえに、裁判官会議には出ないが、簡裁判事間では、ラフに議論している。また、地裁支

部判事との間においても」(【48】11～20年)

- ・「部の中で」(【44】11～20年)
- ・「地域住民との交際のあり方、例えば、役員の就任、行政機関に対する陳情、反対運動の署名等の問題、概ね消極意見が多い」(【56】21年以上)
- ・「このような議論をすることもあるが、低調である」(【52】21年以上)
- ・「①所属支部裁判官(4名)の間では、寺西事件を機に議論した。今回の分限申立は仙台地裁がおかしい(積極的要件に欠ける)ということで一致した。②裁判官の自主的研究会(如月会、コート21 etc)では、より深い議論を進めているが、発表の段階ではない」(【50】11～20年)
- ・「裁判官会議で議論されることはない(付議事項でないから)。裁判官の間で時たま話題になることはある」(【55】11～20年)

ない 36名

- ・「裁判官相互では特に気にしないのでは？」(【13】5年以内)
- ・「今は問題がないから、特に議論されることもないようだ。中立・公正が裁判官の生命であることは、先輩から教えられてきた。今回の問題は中立・公正も場合によっては犠牲にしてよいという特異な主張をする人の問題で、誰も相手にしていないようだ」(【3】21年以上)
- ・「内部においてこれらのことは、あまた自明であって、議論の対象になり得ない」(【14】11～20年)
- ・「私的な発言はあるが、深く論議する動きになっていない」(【16】5年以内)
- ・「今までは前述の裁判官倫理が常識とされていたから、議論するようなことはなかった」(【4】21年以上)
- ・「若い判事補からの発言が全くない」(【11】21年以上)
- ・「改めて議論するまでもない。各自の良識の問題」(【5】11～20年)
- ・「議論せねばならない程に意見の分かれた例はない」(【2】21年以上)
- ・「裁判官会議は必要最小限のことを形式的に話すだけであり、私的に話すことも相手による」
(【10】21年以上)
- ・「そのような議論は、みな注意深くさけている。但し、親しい者の間で話題になったり、時たま雑談の場で発言されることはある」(【41】21年以上)
- ・「そういう発言は、必ず発言者の足をすくう形で、『あいつは、こういうようなことを言ってるからね。変わってるよ』という枝葉がいつぱいついて、上層部に伝えられる」(【7】6～10年)
- ・「めったにない。裁判官会議で発言すれば、何らかの不利益は覚悟しなければならないでしょう。同僚間では議論できても、真剣な、あるいは深刻な問題として議論が深まることは、余り期待できないでしょう」(【40】21年以上)
- ・「社会的発言、行動をする裁判官が所内にいないため、議論しないのが実情」(【12】6～10年)
- ・「誰かが意識的にしない限りはしない。多くの場合、当局側から話がでることが多く、議論は形式的で重苦しい」(【15】11～20年)
- ・「地方の裁判所では、そうしたことについて意図的に避けるような空気が支配している」(【8】21年以上)
- ・「いずれ、会同報告の形で裁判官会議等で、所長から話があると思うが、これに対して、活発な議論がなされるとは、残念ながら思えない」(【6】21年以上)
- ・「親しい者同志の間で話題にすることはある」(【42】21年以上)

- ・「話題とするきっかけがないため」(〔9〕21年以上)
- ・「自制・自己判断による抑制が求められているのか、微妙な問題だから議題にすることもないのか、そこでの発言に目をつけられないかと恐れるからなのか、よほど気を許した者どうしてしか議論されないのでは」(〔1〕6～10年)
- ・「裁判官会議ではない。但し、個人的に部屋では話す。裁判官会議の位置づけの全般的問題であると思う。形式化しているし、自分の処理すべき事件、問題を考えることで精一杯であることと、目的なき議論は余りしない風潮がある」(〔59〕11～20年)

その他 5名

- ・「公式の会議では最近はないが、裁判官の間では話題になることはある」(〔21〕不明)
- ・「公式の場で議論することはない。私的な場で議論することはある。小生らも努めて発言しないので、良くないと思うが……」(〔19〕不明)
- ・「個人的にはあるが、公的にはほとんどないというのが実情」(〔18〕11～20年)
- ・「公の場ではない。私的にはある。寺西問題についても、多くの裁判官は余り深い関心を寄せていないように思われる」(〔20〕11～20年)
- ・「簡裁につき不明」(〔17〕21年以上)

不明 1名

(5) 裁判官に対する分限裁判の申立は、裁判官会議で審議すべき事項か、常置委員会ないし所長に一任した事項か、どのようにお考えですか。

裁判官会議で審議すべき事項 29名

- ・「そのためには、各地裁などで明確な規定を定めるようにする動きが生まれてほしい」(〔16〕5年以内)
- ・「裁判官全体に関わる問題になりうる。申立を受ける側で、裁判官会議での審議を望んだ場合は、少なくとも裁判官会議で議論すべきであろう」(〔15〕11～20年)
- ・「裁判官の中にもいろいろな考えの人が潜在していると思うから、そうした人の意見が少しでもあらわれるよう、多くの人によって討議されるのがよい」(〔8〕21年以上)
- ・「現状では常置委員会、所長に一任している所がほとんどだと思われるが、見直す必要がある」
(〔31〕11～20年)
- ・「自治、自律の問題だから」(〔19〕不明)
- ・「重要事項であるし、裁判官自治の根幹にかかわる事項である。ただし、今回は、委任の形がどういうものであったか検討する必要がある」(〔18〕11～20年)
- ・「重要な問題であり、裁判官会議で審議すべき事項である」(〔56〕21年以上)
- ・「裁判官の身分保障にかかわる重大な問題であるから」(〔9〕21年以上)
- ・「自らの組織の自律の問題であるし、重大な問題であるから、全員の議論を前提に慎重にすべきであるから」(〔59〕11～20年)
- ・「本来は裁判官会議の権限とすべき」(〔60〕6～10年)

一任した事項 10名

- ・「一任した事項ではないかと思う。良く分からないが、広い意味の人事に関わるものであるから」
(〔48〕11～20年)
- ・「分限の理由のうちには、公開されたくないこともある」(〔47〕5年以内)
- ・「申立をするかどうかは、一任した事項としてよいと思われる」(〔51〕21年以上)
- ・「分限裁判は、本来、多数で審議するのにふさわしくない」(〔2〕21年以上)
- ・「交通違反や、法定刑を超える科刑といった通常(大半)の案件について、J会議の議題とすることは、本人にとっても構成員にとっても、好ましいこととは考えられない」(〔14〕11～20年)
- ・「多数列举の場にプライバシー等含めて、申立の当否を判断する資料が提出されるのは、望ましくない上、実際的にも常置委員会よりも実質的な議論が裁判官会議でされているということもないので、一見、手続が慎重といっても、効果の方は逆ではないか。積極的に争われないような分限事件もあるのに、このようなことが相当とは思われない(例えば、心身の故障にあたるとの具体的事実の開示)」
(〔1〕6～10年)

その他 19名

- ・「下級裁判所事務処理規則20条1項によれば、裁判官会議の議決により、司法行政事務の一部を、裁判官会議を組織する1人または2人以上の裁判官に委任できることとなっている。従って、要は、個々の裁判所での委任の有無で決まる問題である。いわゆる寺西事件についていえば、おそらく仙台地裁では、所長に一任していたのであろう」(〔55〕11～20年)
- ・「寺西決定を読む限り、仙台地裁では所長への委任事項のようだ。しかし、その重要性からして、裁判所法の規定通り、裁判官会議で審議した方がよいと考えるので、委任することは適当でないと思う」
(〔50〕11～20年)
- ・「緊急を要する場合(時期を失することが不相当と思料される場合)には、所長一任でもやむを得ない」(〔46〕5年以内)
- ・「一任した事項でよいと考えるが、裁判官会議で意見を聞き取るのがよいと思う」(〔36〕21年以上)
- ・「各裁判所の規則の定め方によるが、分限裁判申立も含めて(予想して)権限委譲したのなら、一任した事項と解さざるを得ない。しかし、一般的には、最高裁が大法で扱う程の重大な問題なのだから、権限委譲事項には含まれない(予想していない)と考えるほうが穏当だと考える」(〔20〕11～20年)
- ・「本来、裁判官会議で審議すべき事項であるが、所長に一任することは可。多くの裁判所では、一任しているのではないか」(〔21〕不明)
- ・「規則などの定めがないと分からない。ただし、少なくとも裁判官会議に報告し、審議を経て最終結論を出すべきである」(〔25〕21年以上)
- ・「裁判官会議自体が形骸化しているので、そこで実質的審議ができるとは思えない。しかし、常置委員会のみよりはベターかもしれない」(〔42〕21年以上)
- ・「事務処理規則の定め方如何によるが、裁判官会議で議論をした方がよいか」(〔6〕21年以上)
- ・「どちらの見解も可能であると思う」(〔12〕6～10年)
- ・「当該裁判所の規則の内容如何による。現状では、裁判官の事務分配、開廷日割のみは裁判官会議の決議事項として残されているが、本来は、裁判官の身分保障に直接関わるものとして、裁判官会議の

決議事項とすべき事柄。但し、所長に委任しても、結果の報告義務はある」(〔40〕21年以上)

- ・「裁判所の中から出すべきでない。内閣総理大臣でもヤクザでも何でもよいが、外部の者が申し立てるべきだ。裁判自体も、裁判所以外の機関がするべきだ(憲法改正が必要かもしれないが、例えば、住民投票などかどうか。あるいは、陪審制なども)」(〔7〕6～10年)
- ・「調べていないのでわからない」(〔41〕21年以上)
- ・「当該裁判所の定めによる」(〔10〕21年以上)
- ・「当該裁判所における内部規定の内容とその解釈による」(〔5〕11～20年)
- ・「司法行政に深く関与したことはないから、判断する材料に乏しい」(〔4〕21年以上)
- ・「当該裁判所の裁判官会議で委任の決議をしているか否かによる」(〔3〕21年以上)
- ・「裁判官会議で常置委ないし所長に一任していればそうであろうし、一任していなければ裁判官会議の付議事項であろう」(〔13〕5年以内)

不明 3名

(6) 分限裁判の審問手続が公開されないことや、意見陳述に代わる書面の提出で進められることについて、どのようにお考えですか。

やむをえない 28名

- ・「①非公開であることについては、あくまで、裁判所の組織内部における監督権行使の問題だから、裁判の公開原則が及ばぬとおもう。②書面提出で進められたことについては、特に口頭審問が必要との規定がないから、手続主宰者の裁量の問題」(〔50〕11～20年)
- ・「進行経過如何によっては、やむを得ない場合もあると考える」(〔20〕11～20年)
- ・「審問手続は公開すべきでない。寺西事件のような、代理人らが裁判長の指揮に従わない状況では、書面の提出によるのはやむを得ぬ」(〔21〕不明)
- ・「今回の仙台での事例は異常である(500人以上もの弁護団自体をいう)。その必要性はないし、数を頼む圧力としか考えられない」(〔6〕21年以上)
- ・「分限処分自体は、性質上公開になじまない。公開の場で争いたいのなら、訴訟を提起すればよい。また、意見陳述の機会是与えられていたのに、これを放棄したと考えられてもやむを得ない」(〔5〕11～20年)
- ・「公開すべき性質の事柄ではないと思う(多数の代理人が押しかけ、衆をたのんで審理の公開を迫るなどしたことは、法曹人としてあるまじき遺憾な行動と思う)」(〔4〕21年以上)
- ・「非公開は、法律の規定及び戒告の性質上、やむを得ない。書面による意見陳述は、今回のように2回にわたり何時間も機会を与えられながら、意見を述べようとしなかった場合には、やむを得ない」(〔3〕21年以上)
- ・「意見陳述の機会が十分に与えられるのであれば、方法はそれぞれの場合に応じて相当と考えられるもので足りる」(〔51〕21年以上)
- ・「本件の場合もそうであるが、出席者が自己の意見を通そうして節度を守らないことが多い。従って、やむを得ない」(〔2〕21年以上)

- ・「高裁の決定書にある経過説明のとおりであれば、書面提出としてもやむを得ない。公開については、非訟手続からして不適格」〔11〕21年以上)
- ・「非訟事件であればやむを得ない。但し、裁判を受ける権利を害しえないので、分限（人事上の処分行為）に対する不服の訴訟を許さねばならない」〔35〕21年以上)
- ・「法律上そうなっているのだから」〔57〕11～20年)
- ・「今回の場合はやむを得ない。弁護団の対応は不相当で、国民から支持を得られる方法ではない。高裁判決の言うとおりに」〔23〕不明)
- ・「本来は、不利益処分の可能性のある事項だから公開すべきである。ただし、公開された場合の危険も想定しなければならない。殊に非日常的なケースについては、報道機関が過剰・過大に反応して実体を歪めるおそれもある」〔52〕21年以上)
- ・「公開については(5)参照。一般公開が適当とは、とても思われたいし、本人が望みさえすれば多数人に公開してよいとの区別をするのが適当か（一貫性があるか）も疑問である」〔1〕6～10年)

不適切である 20名

- ・「裁判官分限法は『裁判』であると規定しているので、公開が求められ、民間企業の処分等とは異なる」〔34〕6～10年)
- ・「(5)と同じ」〔9〕21年以上)
- ・「本人が望む以上公開すべきでしょう」〔24〕21年以上)
- ・「懲戒手続について他の公務員や民間人は公開の訴訟手続で争う道がある。裁判官については、独立を守るために、あえて最初から裁判の形にしたのに（行政処分ではなく）、かえって公開の保障が及ばないのでは本末転倒である」〔18〕11～20年)
- ・「弁解の機会を与える為には、被審問者の意見を直接きくことが望ましい」〔8〕21年以上)
- ・「公開には疑問を持つが、本人の口頭による意見陳述の機会を与えるべきであると思う」
〔48〕11～20年)
- ・「一般の批判を受ける可能性だけは開けておくことが絶対必要。ヤクザの親分が子分をリンチするようなものなのだから（少なくとも現状は）」〔7〕6～10年)
- ・「被申立人が口頭での意見陳述を求めたときは、それを保障する義務がある。公開は微妙な問題があると思われるが、少なくとも当事者公開は必要。代理人が多い場合は入れ替え方式も検討すべき」
〔40〕21年以上)
- ・「適正手続保障（憲法31条）の精神に反する」〔25〕21年以上)
- ・「具体的事情によるのかもしれないが、裁判所として、十分な証拠を提出してもらい、言い分を十分聞いて、核心に応じた説明と判断をすべきだからである」〔59〕11～20年)

その他 11名

- ・「よくわからない」〔56〕21年以上)
- ・「内部手続なので、即公開ということは難しいのではないかと。意見陳述は口頭でさせるべき。ただし、ケースによっては、書面による補充を認めてもよいのでは？」〔15〕11～20年)
- ・「寺西分限裁判の進め方には、問題点が多いが、寺西側の対応にそれを誘発した面がある。非公開に

については、手続案の提案など学者や法曹界の動きを先行させるべきである。この問題そのものに対する回答になっていないが、お許しを」(【16】5年以内)

- ・「被審判人の請求によって審問手続が公開されるようすべきである」(【22】21年以上)
- ・「適切である。上記(5)のような通常の事件については、公開や意見陳述を本人が望むとは考えられない。だとすれば、寺西事件だけを特別扱いするのはおかしい」(【14】11～20年)
- ・「適切である。分限の理由のうちには、公開されたくないこともある」(【47】5年以内)
- ・「勉強不足でよくわからないが、特に問題がなければ公開してもいいのではと思う」(【13】5年以内)
- ・「公開については非訟事件ととらえれば公開が不可欠とまではいえない。意見陳述については、口頭で述べる機会を保障すべきである」(【41】21年以上)
- ・「本件寺西事件の経過を見ると、書面審理となったのもやむを得ないと思われる。原則としては、意見陳述した方がよいが。審理は非公開でよい」(【42】21年以上)
- ・「公開されないことは、非訟事件の特質上当然のことである。書面の提出で進められることについては、一般的には不当であるが、寺西裁判に限っていえば、その経過にかんがみ、やむを得ないものとする」(【55】11～20年)
- ・「場合によっては非公開が適切な場合もあるのでは。裁判官会議で決定すべき」(【60】6～10年)

不 明 2 名

(7) その他、寺西問題・裁判官の実情・このアンケート調査など何でも結構ですので、ご意見がありましたら、自由にお書き下さい。

<意見1>

ちなみに、私は、官費で全国を回れるのが楽しい、というタイプで、浜松・釧路・名古屋・八戸・熊本・高知・帯広と転動しています。この中で、希望しなかったのは、八戸だけです。でも、住んでみて良かったと思っています。大体の勤務地で、テニスや山歩きを通じて、裁判所外の人達との付き合いもあり、不自由なんて感じたことはないのですがね。自分より上の人にも好き勝って言ってますし。

(【57】11～20年)

<意見2>

寺西裁判官の問題に関しては、当局側の態度にはある程度理解できる。しかし、分限裁判を求める以外に方法はなかったのか。(【56】21年以上)

<意見3>

寺西氏に対する一連の当局の対応は、納得いかない。個人的には寺西氏のやり方が良かったかどうかという点は、微妙だと思っているが、当局のやり方や結論は、裁判官の自由とか地位を著しく危うくするものとの感は否定できない。(【15】11～20年)

<意見4>

青法協以外の多くの法曹関係者が論評し続けることが必要です。(【16】5年以内)

<意見5>

裁判官の身分の独立のためには、まず、キャリアシステムを廃止すべきである。(【22】21年以上)

<意見 6>

1. あなた方の「最高裁にとって好ましくない人=冷遇」といったプロパガンダ、シェーマがどれほど裁判官を畏縮させ、また、「冷遇」として例示された方々のプライバシーや名誉感情を害しているかを考えてみたら、いかがか（あなた方の望む判決を多くするには、むしろ国を敗訴させた人が出世しているケースを大々的に取り上げた方が百倍効果がある）。
2. 今回の寺西事件と弁護団の活動、そして高裁の決定は、裁判官をますます畏縮させ、当局の任官拒否への納得を強める結果を生んだ。このような事態を招く前に寺西さんは辞めるべきであったと思う。
（【14】11～20年）

<意見 7>

裁判官がタカ派の集会に出た場合はどうなるのか、という話を聞いたことがあるが……。
（【13】5年以内）

<意見 8>

私が知る限り、寺西裁判官の仕事振りや外部的発表は、やや特異、一方的です。内部的にも心服させるような行動、発言を期待します。（【36】21年以上）

<意見 9>

事務総局の総務局や人事局に在籍したりしたことでもないかぎり、一般の裁判官は、最高裁の当局の一般裁判官に対する統制の方針などはわからないので、青法協などで活発に問題提起してほしい。
（【12】6～10年）

<意見 10>

もし、映画をつくるのであれば、実体についてもっときちんと取材してからにして欲しい。また、山口長官の発言は、裁判官協議会や実務研究会などで、多くの現場の裁判官の意見をまとめたいうでの発言であって、寺西裁判官の発言とは、全く次元の異なるものである。（【54】5年以内）

<意見 11>

一般に明らかでない事柄を知らしめる効果があった。だが、個人的見解が多数の裁判官の隠された見解と受け取られるおそれが現状ではある。（【53】21年以上）

<意見 12>

寺西裁判官の特殊事情（(1)記載のような経緯）をもって、かえって裁判官の市民的自由の一般的制限につながらないか（いわば、判例の事案としての適切性）について、危惧を感じる。しかし、基本的に(1)(2)(3)について、裁判官の市民的自由は、当の裁判官個人の人権の問題だけでなく、司法制度のためにも（(3)参照）、必要な制度的保障として求められる方向で考えられていくべきである。（【1】6～10年）

<意見 13>

社会が急速に経済社会化している現在において、裁判官の経済音痴ぶりには目をおおいたい思いである。殊に、最高裁の裁判官にそれが目立つ。証券業務や外国為替などについては、全く無知と言っても過言ではない。これらの事件の判決と、例えば、不動産担保の判決の水準の違いを見れば、驚くほどの落差を看取することができる。市民的自由の制限された視野狭窄な事務屋であってはならない。
（【52】21年以上）

<意見 14>

部内では、寺西氏個人の人間性の問題にわい小化されている感じがする。（【35】21年以上）

<意見 15 >

寺西裁判官という例外的な人の例外的な意見が、裁判官一般の考えとして外部に見られるおそれがある。守るべき人を守らないと、せっかくの運動もひいきの引き倒しになる。(【2】21年以上)

<意見 16 >

民間企業にも数年勤務したことがあるが、そこでの経験と対比すると、裁判所内の雰囲気はかなり自由であり、行政事務などにも透明性が感じられる。裁判所も全国的な組織である以上、それからの最小限度の制約は避けられないことである。(【51】21年以上)

<意見 17 >

雑誌等によると今回の集会の実質的主催者は過激派グループらしく、共産党や青法協の人達は関与していなかったのではないだろうか。その辺のところを知りたいと思う。『週刊金曜日』の一般人の投書でさえ、寺西氏の行動に疑問を呈している。青法協の正確な事実分析に基づいた評価を期待する。青法協がこの問題を利用したい気持ちは理解できるが、支援の対象として正統かやや疑問を感じる。

(【3】21年以上)

<意見 18 >

寺西判事補のごときは、裁判官の不適格者で、政治的活動がしたいのであれば、裁判官を辞任すべきである。(【4】21年以上)

<意見 19 >

裁判所で特定の法案（民法改正、組織犯罪対策関連法案等）について、裁判所としてアンケートに答えることはよくあるが、これは司法権の作用とはいえない。即ち、学識経験者として行っているものにはならない。同様に、個人的に法案について述べることも、司法権の作用として行っているものではないので（学識経験者として述べたもの）、後者が禁じられるものなら、前者も同様にやめなければならないといわざるをえない。高裁の判断は、おかしいと思う。(【34】6～10年)

<意見 20 >

裁判官が、他の一般社会人よりも自由が制約されているという考え方は、実情を知らない虚像に過ぎない。責任を持った議論は自由にできるし、必ずそれに答えてくれる組織である。元裁判官として様々な発言をされている方々がいるが、勝手に自己規制をしていたのか、説得力のない議論を繰り返していたのではないか。このような虚像が広まることにより、若き裁判官が自己規制しないことを望みたい。

(【5】11～20年)

<意見 21 >

彼個人とは面識はないが、伝聞では裁判官内での話の内容を外部にもらす性癖ありと聞いている。そのせいか、内部では同情ないし支援する考えは聞こえてこない。(【6】21年以上)

<意見 22 >

寺西裁判官の行動は、分限処分するもやむを得ぬ。審問手続における同人や代理人らの対応は、甚だ遺憾な点が多い。(【21】不明)

<意見 23 >

裁判官の地位にかかわる重大な問題で、且つ弁護士・市民の方々が危機感を持って熱心に取り組んで下さっているのに、私も含め、当の裁判官自身から全く声が上がらないのを不甲斐なく思っています。

(【20】11～20年)

<意見 24>

裁判官の仕事自体はけっこう楽しいし、したたかに自分の望みを実現すること（全てはムリだが）も可能。ただ、そんな司法で国民にとって幸せかという問題はあるが（選挙制度に問題があることは承知しているが……）、それも国民の選択の結果であろう。寺西問題は一石を投じたとはいえるが、彼は、彼のやりたいことをやっているだけであり、そもそも国民一国会一政治が動かぬ限り、一石にすぎないのではないか？ 寺西君のため、労力・財政とも苦勞なさっている弁護士諸氏には頭が下がります。

（[50] 11～20年）

<意見 25>

寺西氏をどう支援したら良いのか、手をこまねいているところです。どうか、上手に支援活動をして下さい。（[19] 不明）

<意見 26>

司法修習生の中で、裁判官に市民的自由が乏しいことについて違和感を覚えない人のみが、任官する傾向が強くなっている。任地や、職務、住居、休暇、旅行等の全般的な執務環境を改善する必要がある。

（[49] 21年以上）

<意見 27>

佐高信が『週刊金曜日』という雑誌に以前書いていたことだが、自分の意見は少数派であるということ、ある時期に自覚したということです。私も自分の意見は少数派に属すると思います。しかし、多数意見は必ずしも正しからず、ことに現在の日本の政治状況（司法も含めて）では、多数意見は、たぶん正しい意味で「正当」でないものが多いように思います。私は、自由に物が言え、正しいことが正しいとはっきり言える職として裁判官になり、あまり自分の気持ちを裏切らずに生きてきましたが、寺西さんほどの力量も勇気もない。寺西さんの件に関しては、そのようなことを問題とすること自体が、裁判所はもはや「自由な考え」を失っているし、表現の自由など念頭にないのだろう。今の裁判所のエリート（？）はまさしく「官僚」であり、官僚のよくない面ばかりがでてきているように思う。もっとも、裁判官個人は、おおむね良い人ばかりであり、このような人達を統制するのは、まあ～たやすいことだろう。だから、寺西さんのようなハネ上がりは嫌がられ、排除されることになるのだろう。司法の信頼を国民につなぎとめておくためには、裁判官個人々の努力はもちろんだが、制度としての司法を人的にも物的にも思い切って増大する必要がある。今の枠組みの中での努力は個人々の努力に帰してしまうが、それはたぶん、もう限界にきているように思う。毎年、10～20名程度の増員で改善されるような状況ではないと思う。たとえば、50年後をめどにして、人的・物的に倍増するくらいのプランを今から準備しておかないと、司法の行政追随はますます強まり、憲法が保障する国民の権利は建前だけとなり、実質を欠くようになるのではなからうか。（[33] 11～20年）

<意見 28>

マスコミがあまり取り上げないのは実に不思議だが、マスコミの世界自体も多かれ少なかれ裁判所と同じなのだろうか。とにかく、マスコミ等で大々的に取り上げてくれないと、我々内部の者は何も言えないので、全く前進しないと思う。（[7] 6～10年）

<意見 29>

寺西氏の新聞投書の内容である「逮捕令状などが、請求側の言いなりに出されている現状……」には、何を根拠にこう解したのかと疑問をもつ。（[48] 11～20年）

<意見 30>

最高の事務局や司研などから、裁判官に対し出される指導・教育方針を金科玉条とする裁判官が多すぎて、職場に自由闊達の空気がなくなり、司法界は閉塞し、官僚主義がまかり通っている。

([8] 21年以上)

<意見 31>

- ① 分限裁判の結果については、最高裁に抗告中であるので、とやかくいうつもりはないが、仙台高裁はもう少し「実務的」「職人的」に取り組むべきではなかったか。当日の集会について証拠調べをしたり、法令解釈について人事院規則との関係やその解釈等について、もっと「実務的」にとりくんだ方がよかったように思われる。どちらの結論になるにせよ、その方が説得的である。
- ② 分限裁判の結果の当否はしばらくおくとして、寺西裁判官は、今回のことについて、全国の裁判官を敵に回してしまったことを考えてほしい。寺西裁判官を表立って支持する裁判官がないのは、裁判官に市民的自由が不十分なためだけでは決してない。多くの真面目な裁判官は、互いに勇気づけ、刺激しあうもので、決して敵に回すべきものではない。敵に回ってしまったのは、裁判官の市民的自由の獲得にマイナスである。([18] 11~20年)

<意見 32>

私自身余り行動を制限することはしておりません。飲み屋にも行きます。ただし、署名活動に対しては、今のところ躊躇しております。生活自体もっとオープンにすべきものでしょう。ドイツのようであればと思います。([9] 21年以上)

<意見 33>

裁判官の政治的行動・発言の問題は、急激にはではなく徐々に国民の問題となるべく動いている問題と思います。また、背景として、社会に語りかける裁判官像が増えてゆくなかで直面してゆく問題(当事者)と思います。裁判官は、基本的に慎重ですから、徐々に進んでゆく問題と思います。裁判官の中で、立場の別れる問題であり、真剣に考え、直面した経験のない人ばかりなのですから、徐々に、国民の中に議論されるような環境が大事だと思います。あるべき裁判官像という基本の問題ですから、そして、エネルギーのいることですから、容易ではありません。([59] 11~20年)

<意見 34>

他に問題が山積し、世論で余り問題とされていないが、将来の日本を見直す上で、この問題も決して見逃せない。地道な活動を期待したい。([60] 6~10年)

<意見 35>

アンケートについて

裁判官歴5年以内

今回のアンケートは、寺西氏の懲戒問題を契機にして、裁判官の表現の自由や裁判所組織の保守性についての意見を求めていると思う。氏とは全く面識がないが、若干思うところがあるので、項目にとらわれずに述べさせていただきたい。

法案に対する裁判官の意見表明等は、政治活動の禁止があるにせよ、一般論として、ある程度は許されて良いのではないかと思う。ただ、それは、裁判官の自己満足(ないし自己実現)のためではなく、専門的知識を持っているゆえの社会からの情報の需要に応えるためである。したがって、そのような制約がある以上、私たちとしては、個人的な信念を表明することは断念するほかなく、あくまでも、裁判

官としての立場を前提とする意見表明にとどまらざるを得ないと考える。一步間違えれば、裁判官の肩書売り物にして、個人的な主義主張を宣伝しているという批判を浴びかねないのである。

その意味で、今回の件も含めて、今までの寺西氏の言動は、やはり、やり過ぎという面があったように思われる。ただ、この問題が表現の自由という重要な人権に関わるだけに、今回の件がこじれて、懲戒問題にまで発展してしまったのは、非常に残念だった。どこかで、大人の解決を着けることができなかったのだろうかという思いを、氏と当局側の双方に対して抱いている。今回の件は、下手にこじれば、私たちのような平凡な裁判官まで、言動の自粛を迫られるような波及をしかねないと思うからである。

私は、個人的には、自由闊達にモノを言おうとする寺西氏の姿勢には好感を持っているし、自分もそうしようと日々努力しているつもりである。しかし、問題点として、第一に、氏は、令状等についてのご意見は、多くの裁判官の中でも特異なものであることを自覚した上で、それを表現して欲しいと思う。氏の発言は、裁判官としての発言でありながら、決して、多くの裁判官を代弁する意見表明とは言いがたいのである。この点で社会に誤解を招かないような配慮があっても良いのではなからうか。

第二に、裁判官の表現の自由は、微妙な政治問題にもなりかねないので、大上段に振りかざして当局と対決すれば、かえってこじれてしまうように思われる。私たち、平凡な裁判官は、先輩裁判官や、司法行政上の上司たちに対し、常に、礼を失しないように細心の注意を払いながら、正反対の意見を主張し、説得を試みて努力しているのである。どんな組織であっても当たり前のことである。本来の事件処理がそうであるように、表現の自由も、1人1人の裁判官が、制約された枠の中で、その枠とせめぎ合いながら地道に獲得していくべきものではなからうか。

多くの裁判官は、あまり面子にこだわることなく、寺西氏が、今後とも支障なく裁判官として活躍していけるような形で、今回の件が決着するよう、心から望んでいると思う。そして、それは問題からの逃避などではなく、むしろ、あえて苦勞していい仕事をするための道だと思っていることを理解していただきたいと思うのである。(【58】5年以内)

<意見 36 >

寺西判事補問題についての、いくつかの感想

1 弁護団は、昔の夢から覚めていない。

当初、裁判官の多くは、この機会に、日ごろ制約されている「市民的自由」について広く論じられるものと期待し、寺西氏に対しても、支持ないし同情する空気もあった。

ところが、弁護団のあの、古い昔の古典的法廷戦術を見て「ああ、これは駄目だ、高裁は審理を打ち切るな、寺西氏は、どうして、弁護団のあんな戦術を許しておくのか」という思いが、裁判官の間にも広がり、寺西氏への同情のような空気は急速に消えた。弁護団は、法廷戦略と言え、多くの弁護士を動員して、審理を公開せよ、だの、忌避の申立など、一昔前の「過激派の法廷闘争」と同じような手を用いている。そんな、実りのない法廷戦術は裁判官の最も嫌うものである。弁護団は、あんな戦術で、主張がとおると本当に考えたのか。そうならアホですよ。

最高裁でも高裁の決定は覆らないであろう。弁護団は勿体ないことしたものである。

2 盗聴法の法案では、期間を地裁の裁判官と簡裁の裁判官とで差を設けている。そんなに差をつけるならば、逮捕状などより重要な勾留の処分を簡裁の裁判官に処理させるのはどうしてか。仙台本庁では、判事補がたくさんゴロゴロして暇を持てあましていのに、勾留処分を担当させないで、

全部、簡裁判事にさせている。

こんな実情を無視して、地裁の裁判官と簡裁の裁判官を区別するのはおかしいではないか。なんなら、令状は一切、地裁の裁判官が担当する、というようにして貰えば大いに有り難い。

3 弁護団にせよ、青法協にせよ、普段は、簡裁判事を無視して、鼻もひっかけないのに、こんな問題に限って「紙爆弾」を送りつけたり、アンケートを求めたり、いい気なものだと思う。

仙台の弁護士会は、送別会や歓迎会に地裁の裁判官を招待したことはあるが、簡裁の裁判官を一度でも招待したことがあるか。

寺西問題も重要であろうが、弁護士が簡裁判事に対する差別意識をなくすことも大事なことである。

(【23】不明)

<意見 37 >

I いわゆる寺西問題について

寺西氏が出席したのは、客観的かつ常識的にみる限り、明らかに特定の政治団体により主催され、特定の目的を持った政治集会である。それを「市民」集会であるなどというのは、よほどの他意を持った強弁か、かなりの世間知らずに基づくものというほかはない。

裁判官が積極的に政治活動することが禁じられていることの意義について、よく「裁判官の外形的公平らしさ」が云々される。しかし、私は、このような説明の仕方は、今ひとつ、事の本質を捉えていないように思う。政治というものは、本来的に力づくであり、その時々の方力関係や、利害状況、当事者間の駆け引きで決まるものである。しかるに、このことをきちんと認識せず、「民主主義」という言葉の持つ美しいイメージに幻惑されている者があまりにも多い。裁判官が政治的傾向を持つということは、裁判の政治化をもたらすのであって、そのような事態は絶対に阻止しなければならない。それは、裁判官個人が、主権を有する国民として、選挙の際に自民党を支持するか、共産党を支持するかといったこととは、全く次元を異にする問題である。

念のために付言しておけば、私は、民主主義を否定するものでは決してない。ただ、民主主義の意義と限界を正しく認識すべきであると言っているのである。マクロレベルでの政策決定は、民意に基づいていなければならない。民主主義というものは、個々の政策決定の場面において、力関係や、政治的イメージ操作、駆け引き等の要素が必ず作用するので、必ずしも民意を的確に反映するとは限らないが、さりとて、民主的な担保がない政策決定は、いかに有能な者によってなされようとも、極めて危険である。

しかし、裁判における判断は、マクロ的な政策決定とは異なり、個別的事実関係に基づいたミクロレベルの作業である。それは、個々の事件ごとに、証拠と法律に基づいて、公平に、筋を通してなされなければならない。被告人がいかに悪質な暴力団員であっても、証拠がなければきちんと無罪にしなければならないし、原告らが、悲惨な疾病により、いかに塗炭の苦しみに喘ぎ、被告がいかに資産豊かな大企業であっても、証拠上、その工場廃液と原告らの疾病との間に相当因果関係が認められなければ、原告らの請求は棄却せざるを得ないのである。だが、政治的傾向を帯びてくると、「公平に筋を通す」とか、「個別的、具体的事実に基づいて判断する」といった当たり前の規範が、しばしば通用しなくなる。声高に「人権」を宣っているグループが、自分たちと政治的に対立する人たちの人権は平気で踏みつける。日頃、新聞報道等に対して、「客観的な事実関係はあくまで不明であり、具体的証拠や統計の数値もな

いのに決めつけるのは早計である」などといった、ブリッ子論評をしている人々が、自分たちに政治的に都合の良い噂や情報は無批判に鵜呑みにして、他への攻撃に利用する。いつだったか、ある高検の検事長が、管内の裁判所の刑事裁判の量刑が甘いので、検察庁として調査するといった発言をしたところ、地元の弁護士グループが、「量刑に対する不服はあくまで当該裁判における上訴手続において主張すべきことであって、手続外でかような発言をするのは司法権の独立に対する侵害である」と大騒ぎしたことがあった。しかし、他方で、同じ弁護士グループが、保釈認容率の低い裁判官に対して、マスコミを利用して嫌がらせをし、裁判所との協議会等でつるし上げを食わせるではないか。

裁判官が積極的政治活動をしたり、政治的傾向を有する団体と関係を持ったりすると、その思考・行動形態もいつしか政治的になり、個々の裁判における判断も、そのようになってしまう。現に私は、そのような例を知っているのだ。「市民感覚」とか、「民主的司法」といった美名の下に、その時々政治的力関係やマスコミの意向で結論が決まるような裁判を、国民の誰が望むであろうか。

裁判官が政治的活動に関与することを慎むべきことは、裁判の外形的公正らしさのみならず、まさしく公正さそのものための担保である。今回の寺西氏の集会への参加・発言は、いかにそれが壇の下から、パネリストとしての発言を辞退する経緯の説明をしたにすぎないとしても、やはり、裁判官の行動として不適切であり、処分の対象とならざるを得ないものとする。それを「市民」集会への個人的参加であるとか、裁判官の「市民的」自由だとかいうのは、問題のすり替え以外の何物でもない。

II 裁判官の実情について

どのような職業にも、その職責から来るモラルや行為規範というものがあり、それを守るべきは当然である。一般市民は、政治活動をしたり、風俗店へ出入りしたり、取引先（裁判官に置き換えていえば、事件の関係者）とゴルフをしたりできるであろう。それを「市民的自由」と定義するなら、裁判官には、確かに、市民的自由を一部享有していないことになる。しかし、それは当然のことであるし、そのような自由は欲しいとも思わない。我々ないし我々の先輩方が、近代司法の歴史100年にわたって、裁判官としての行為規範を守り続けてきたからこそ、我が国の裁判所は、その廉潔性・公平性について、国民から高度の信頼を得てきたのである。

現場の裁判官の声を公正に聴いたことがあるのか。最高裁当局による統制云々よりも、特定の党派系の弁護士たちによる、マスコミを利用した嫌がらせや、協議会の場等における集団的威迫を手段とした、不当な干渉の方がはるかに問題なのだ。裁判官の怒りは、爆発寸前と知られたい。

裁判官の日常生活についても、あまりに誤った事実が流布されている。「裁判官になると、公民館活動にも顔をかせなくなる」「裁判官は人付き合いができないので、ネクラになり、盆栽やプラモデルを趣味とする者が多い」「裁判官の子供には自閉症児が多い」等、悪質さにもほどがある。このようなことを言ったり書いたりしている連中は、いったい、法曹としての責任を自覚しているのか。本気で信じる「市民」がいるではないか！ 私の妻は、次男の学校のPTAの集まりの際、同級生の母親から何かや言われて、大変不愉快な思いをさせられた。

私は、政治活動をしたり、裁判と関係のある店へ飲みに行くといった「市民的自由」は確かに享有していないが、全く違和感はない。楽しく、伸び伸びとやらせて貰っている。実情を知らない（あるいは、

知っているのに故意に嘘を言う) 外部の人たちから、とやかく言われるのは余計なお世話である。

Ⅲ このアンケートについて

① 質問(5)は、問題設定の仕方がおかしい。

下級裁判所事務処理規則 20 条 1 項によれば、裁判官会議の議決により、司法行政事務の一部を、裁判官会議を組織する 1 人又は 2 人以上の裁判官に委任できることとなっている。ここにいう「裁判官会議を組織する裁判官」には、所長を含むことは明らかであるから、裁判官に対する分限裁判の申立は、要するに、個々の裁判所の裁判官会議において所長に対して委任されていれば、所長単独で申立てることができ、そのような委任がなされていなければ所長単独で申立てることはできない、ということとなるにすぎない。そして、いわゆる寺西裁判に関していえば、おそらく、仙台地裁においては、分限裁判の申立は、所長に委任されていたのであろう。委任もされていないのに、所長単独で分限裁判を申立て、これがそのまま是認されてしまうような手続上のミスを犯すとは、通常、考えられないからである。

したがって、一般的な形で、「およそ分限裁判の申立は、裁判官会議で審議すべき事項か、常置委員会ないし所長に一任した事項か」と問うのは、単一的に答えようのない質問であるばかりでなく、分限裁判手続上、この点が全く解釈に委ねられており、恣意的な運用がなされているとの誤解を外部に与えかねず、不相当である。「下級裁判所事務処理規則 20 条 1 項は、裁判所法 29 条 2 項に違反しないか」とか、「仙台地裁においては、分限裁判の申立を下級裁判所事務処理規則 20 条 1 項により所長に委任しているが、これは裁判所法 29 条 2 項ないし憲法に違反しないか」という質問なら、問題設定の仕方自体としては誤りではなかろう。

② 以前、あるグループが、いわゆる司法試験丙案問題について裁判官に実施したアンケートで、丙案に反対との意見が 85 % もあったとマスコミに発表していた。しかし、その回収率は、確か、わずかに 6 % であったと記憶する。

このアンケートの回収率も、10 % を割るであろう。その場合、回収された中で、たとえば質問(1)について「構わない」との回答が過半数だったからといって、裁判官の過半数が寺西氏の行動を支持しているなどと解釈するのは、甚だしい誤りであることは明らかである。

私の知るかぎり、ほとんど(おそらく 9 割以上)の裁判官が、寺西氏に対する分限処分は当然と考えている。はっきり言って、寺西騒動については、裁判所内でシラケムードが漂っている。このアンケートについても、おそらく、そのようなほとんどの裁判官は、回答しないであろう。逆に、寺西氏を支持するごく一部の裁判官は、ほぼ全員が、熱心に回答を寄越すであろう。その結果、回収された中では、上記の質問(1)について「構わない」という回答が、たとえば 70 % を超えるといったことにもなるのである。これを捉えて、「裁判官の大多数が、内心で寺西氏の勇気ある行動を支持している。ただ、最高裁当局を恐れて、表向きで発言しないだけである」などと、「市民」に対して情報操作を試みるとしたら、法曹ないし学者のモラルとして、いかがなものであろうか。([55] 11~20年)

3 元裁判官のアンケート回答内容（全文）

(1) 国民の中で議論されている法案（例えば、盗聴法・少年法など人権や司法制度に関連する法案）に対して、裁判官が実務経験を踏まえて、外部の集会で発言したり、新聞等に投書したり、雑誌等に投稿することについて、どのようにお考えですか。

よくない 2名

- ・「裁判官であることを表明することは、公平らしさを欠くとみられる」
(【10】裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)

構わない 7名

- ・「実務経験を踏まえて特定の法案に対する意見を述べることは、寧ろ好ましいことである。民訴法の改正などに際し、裁判官の意見を反映することは現に行われている」
(【6】裁判官歴11～20年、退官時期5年以内)
- ・「裁判官には、そのくらいの自由があっていいし、その方が裁判がよくなる」
(【5】裁判官歴21年以上、退官時期6年以上)
- ・「裁判官に市民的自由はある」(【4】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「法案に対する意見として、裁判所側の意見、検察側の意見、弁護側の意見、国民の意見等、あらゆる視点からの意見検討が不可欠である。なお、法律というものが、政治的に無色なものでないことは、もちろんである」(【12】裁判官歴5年以内、退官時期6年以上)

条件による 3名

- ・「『政治的活動』との一応の切断」(【2】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「反対意見にも目を配ること。扇情的でない」(【1】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)

(2) 裁判官が、裁判実務の実情や問題点、職務の実態や勤務条件などに関して、外部で発言・投書することについて、どのようにお考えですか。

よくない 0名

構わない 8名

- ・「国民が裁判所の中味を理解できる」(【5】裁判官歴21年以上、退官時期6年以上)
- ・「国民の権利義務に重大な影響力を持つ公務員として、勤務の実態などを国民に知って頂くことは、大切なことである」(【6】裁判官歴11～20年、退官時期5年以内)
- ・「裁判官に市民的自由はある」(【4】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「裁判官の実態を、世間は知らな過ぎると思われる」(【12】裁判官歴5年以内、退官時期6年以上)

条件による 3名

- ・「『政治的活動』との一応の切断」〔2〕裁判官歴6～10年、退官時期6年以上）

その他 1名

- ・「発言は構わないが、投書は大層すぎる」〔10〕裁判官歴21年以上、退官時期3年以内）

(3) 現在の裁判官の実情は、裁判官の市民的自由と独立という観点から、どのようにお考えですか。

不自由である 9名

- ・「仕方がない。労働、公害事件を担当した際、旗色鮮明だとみられ、訴訟指揮がやりにくい」
〔10〕裁判官歴21年以上、退官時期3年以内）
- ・「寺西さんのことを考えるとよく分かる」〔5〕裁判官歴21年以上、退官時期6年以上）
- ・「裁判所内部に外部との接触、外部への発言を控える空気がある」
〔6〕裁判官歴11～20年、退官時期5年以内）
- ・「寺西問題に象徴的にあらわれている」〔4〕裁判官歴6～10年、退官時期6年以上）

自由である 1名

- ・「基本的に自由であり、ある程度の制約があることは、その職務の性質上やむを得ない」
〔8〕裁判官歴21年以上、退官時期3年以内）

その他 2名

- ・「裁判官の実態は、過度に禁欲的である。この点について、他の裁判官から色々と言われたことはない。裁判官は、自らの意思で禁欲的生活を送っている。今回のようなケースがあると、不自由であるということだろうか？」〔12〕裁判官歴5年以内、退官時期6年以上）

(4) 裁判官の社会的発言や行動のあり方や中立公正さについて、裁判官会議や裁判官の間で議論することはありますか。どのような実情ですか。

ある 3名

- ・「裁判官の間ではあったが、抑制がきいていた」〔11〕裁判官歴11～20年、退官時期5年以内）

ない 7名

- ・「裁判所内部の話題は、専ら事件のこと、個人的なことに限られているように思う」
〔6〕裁判官歴11～20年、退官時期5年以内）
- ・「物を言っていると、出世が無理になり、田舎回りさせられるから」
〔5〕裁判官歴21年以上、退官時期6年以上）

- ・「暗黙に積極的発言は好ましくないとの合意があるように見える」
(【10】 裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)
- ・「会議：ない。裁判官の私的な場：きわめてまれ。ほとんどない」
(【1】 裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)

その他 2名

- ・「懇話会の仲間同士では、話し合うことがあった。裁判官会議では、新任に対する先輩の『経験』としての話があった」(【2】 裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「青法協関係者の再任拒否問題のときはあったが、それ以降、話題になるような問題は、在任中なかった」(【8】 裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)

(5) 裁判官に対する分限裁判の申立は、裁判官会議で審議すべき事項か、常置委員会ないし所長に一任した事項か、どのようにお考えですか。

裁判官会議で審議すべき事項 9名

- ・「本来、裁判官会議に属すべき事項と考える」(【2】 裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「重大性に鑑み」(【11】 裁判官歴11～20年、退官時期5年以内)
- ・「裁判官に重大な影響を与える申立であるから、裁判官会議の決議を経るべきである」
(【6】 裁判官歴11～20年、退官時期5年以内)
- ・「重大な問題であるから」(【5】 裁判官歴21年以上、退官時期6年以上)
- ・「大きな問題だから」(【10】 裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)
- ・「裁判官の身分に関する重要問題だから」(【4】 裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)

一任した事項 0名

その他 2名

- ・「裁判官会議により所長に委任されていれば問題はない」(【8】 裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)
- ・「規程の仕方による。仙台地裁の場合には、一任事項と思う」(【1】 裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)

不明 1名

(6) 分限裁判の審問手続が公開されないことや、意見陳述に代わる書面の提出で進められることについて、どのようにお考えですか。

やむをえない 3名

- ・「本人や当局の双方にとってまずいことが暴露され、副作用が大きすぎる」
(【10】 裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)

不適切である 7名

- ・「裁判官の立場の重大性と問題の重要性についての認識が欠如している」
(【5】裁判官歴21年以上、退官時期6年以上)
- ・「裁判官の身分に関する重要問題だから」(【4】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「請求による公開を認めるべき」(【2】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「この件で、寺西判事補の裁判官としての将来はない。重大問題であり、もっと慎重に扱われるべきである」(【12】裁判官歴5年以内、退官時期6年以上)

その他 2名

- ・「①分限裁判の審問手続が公開されないことは、現行法上やむを得ない。②意見陳述に代わる書面の提出は、不適切である」(【1】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「全面的に公開する必要はないが、有識者・弁護士等からなる委員会に諮問し、あるいはこれらの面前行なうなどが望ましい」(【11】裁判官歴11～20年、退官時期5年以内)

(7)その他、寺西問題・裁判官の実情・このアンケート調査など何でも結構ですので、ご意見がありましたら、自由にお書き下さい。

- ・「この問題を契機に、裁判官の市民的自由の事実上の拡大を図って欲しい」
(【2】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)
- ・「キャリア裁判官は世間知らずが多いように思われる。その為、時として常識に反する判決が出されることがある」(【6】裁判官歴11～20年、退官時期5年以内)
- ・「多くの裁判官は、内心では寺西氏の言動を支持しているのではないかと私は思うが、私がああ裁判の裁判長になったら、どのような判断を下したかと問われれば、気持ちが揺らぐ。あの決定書の内容は、裁判長のパーソナリティーが色濃く出ているように思うが、4人の陪席が、あそこまで書かせてしまうことに、今の裁判所の問題状況が端的に顕れているように思う。世論が裁判官の良心を後押しするしかない」(【7】裁判官歴11～20年、退官時期・不明)
- ・「仙台地裁の泉山所長は、かつて青法協の熱心なメンバーであり、一部に再任拒否の対象になるのではないかとのおわさがあったが、皮肉なものである」(【8】裁判官歴21年以上、退官時期3年以内)
- ・「裁判官の肩書を付して発言している寺西氏の一連の行動(未遂というべき今回は別)については、裁判官の行動についての倫理コード上、賛否が分かれるところと思う。青法協の論調は一方的に過ぎるように思う」(【1】裁判官歴6～10年、退官時期6年以上)